

# 琉球統計報告

1950年國勢調查特集号

1952年  
第二卷 第5号



琉球政府行政主席統計局

國勢統計課研究分析係

研究分析係

# 琉球統計月報

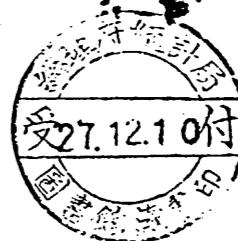
MONTHLY STATISTICS OF THE RYUKYU ISLANDS

1950年國勢調查特集號

1952年



第2卷第5號



琉球政府行政主席統計局

郵便番号：901-1001 電話：(091-1) 210-1111

研究分析係

まえがき

1950年12月1日に実施された、1950年國勢調査の結果のうち世帯及び人口については、さきにその概数を琉球統計報告（第1巻第1号）で公表したが、今回琉球列島米國民政府により確定人口が公表されたので、これに許された範囲の調査結果について発表する運びとなつた。

これは一つに、本調査に従事された群島政府、市町村の統計観計者並びに全琉3,685名の國勢調査調査員、197名の國勢調査指導員の方々の努力によるものであつて、公表に当たりその御勞苦と、本調査に對する住民各位の誠實な御協力に對して厚く感謝の意を表する次第である。

今回の國勢調査は、終戦後初めての本格的國勢調査であるばかりでなく、その結果は1940年（昭和15年）國勢調査以後の新らしい人口資料として、今後あらゆる施策上の基礎となる極めて貴重なものである。

頗るくは、復興途上にあるわが琉球の民主化と社會福祉のために、この資料が廣く利用されることを切望する。

1952年6月

行政主席統計局長 外山義夫

## 二 目 次 二

頁	統 計 表	頁
	琉球列島の國勢調査(軍政府布令第25号)-----	1
ぐらふ		
1、年令階級別、男女別人口(全琉球)-----	2	
2、年令階級別、男女別労働力及び非労働人口 (14才以上)-----	43	
3、群島別、産業別就業者数(14才以上)-----	44	
4、年令階級別、男女別文筆能力及び非文筆能 力者数(15才以上)-----	45	
1950年國勢調査概要		
1、調査の意義-----	4	
2、調査の沿革-----	4	
3、調査の機関-----	5	
4、調査の範囲-----	6	
5、調査の場所-----	6	
6、答申義務者-----	12	
7、調査の方法-----	13	
8、調査事項-----	15	
9、職業及び産業-----	25	
10、査定方法及び集計方法-----	26	
11、調査票の秘密の保護-----	27	
1950年国勢調査結果概要		
1、公表の範囲-----	27	
2、報告内容についての注意-----	27	
3、國勢調査人口-----	28	
4、國勢調査人口について前回との比較-----	29	
5、琉球の人口構成-----	34	
6、出生率及び死亡率-----	35	
7、人口密度-----	36	
8、労働力人口-----	39	
9、非労働力人口-----	40	
10、文筆能力-----	41	
全 琉 球		
第1表 群島別世帯数及び男女別人口-----	46	
第2表 本籍又は國籍別人口-----	46	
第3表 市町村別、男女別人口-----	47	
第4表 年令階級別、男女別及び本籍別人口-----	50	
第5表 年令階級別、國籍別外國人人口-----	51	
第6表 年令別、男女別及び群島別人口-----	53	
第7表 年令階級別、男女別労働力及び非労働力 人口-----	56	
第8表 年令階級別、理由別非労働人口(14才以上)-----	59	
第9表 群島別、就業状態別労働力人口 (14才以上)-----	61	
第10表 年令階級別、就業状態別労働力人口 (14才以上)-----	62	
第11表 職業大分類別、年令階級別就業者数-----	65	
第12表 産業大分類別、年令階級別就業者数 (14才以上)-----	73	
第13表 産業及び從業上の地位別就業者数 (14才以上)-----		
第14表 世帯人員別、疊数別世帯数-----	86	
第15表 所有關係別、世帯人員別世帯数-----	87	
第16表 所有關係別、疊数別世帯数-----	89	
第17表 年令階級別、就學年数別在學者数 (5才以上)-----	93	
第18表 年令階級別、就學年数別非在學者数 (5才以上)-----	95	
第19表 年令階級別、男女別文筆非能力者数 (15以上)-----	97	
第20表 年令階級別、婚姻状態別人口(15才以上)-----	98	
第21表 年令階級別、子供数別既婚女子数 (15才以上)-----	99	
第22表 結婚年数別 子供数別離婚女子数 (15才以上)-----	101	
第23表 年令階級別、海外居留及び非居留別 引揚者数-----	102	

沖縄群島	頁
第24表 年令階級別、男女別及び本籍別人口	105
第25表 年令階級別、國籍別外國人人口	106
第26表 年令階級、男女別人口	106
第27表 年令階級別、男女別文筆非能力者数 (10才以上)	107
第28表 年令階級別、就學年數別在學者数 (5才以上)	107
第29表 年令階級別、就學年數別非在學者数 (5才以上)	108
第30表 年令階級別、理由別、非労働力人口 (14才以上)	108
第31表 世帯人員別、疊數別世帯数	100
第32表 年令階級別、婚姻状態別15才以上人口	110
第33表 年令階級別、子供数別15才以上既婚女子数	110
第34表 結婚年数別 子供数別15才以上初婚女子数	112
奄美群島	
第35表 年令階級別、男女別及び本籍別人口	112
第36表 年令階級別、國籍別外國人人口	113
第37表 年令階級別、男女別人口	114
第38表 年令階級別、男女別文筆非能力者数 (10才以上)	114
第39表 年令階級別、就學年數別在學者数 (5才以上)	115
第40表 年令階級別、就學年數別非在學者数 (5才以上)	115
第41表 年令階級別、理由別、非労働力人口 (14才以上)	116
第42表 世帯人員別、疊數別世帯数	116
第43表 年令階級別、婚姻状態別15才以上人口	117
第44表 年令階級別、子供数別15才以上既婚女子数	117
第45表 結婚年数別、子供数別15才以上初婚女子数	119

宮古群島	頁
第46表 年令階級別、男女別及び本籍別人口	119
第47表 年令階級別、國籍別外國人人口	120
第48表 年令階級別、男女別人口	120
第49表 年令階級別、男女別文筆非能力者数 (10才以上)	121
第50表 年令階級別、就學年數別在學者数 (5才以上)	121
第51表 年令階級別、就學年數別非在學者数 (5才以上)	122
第52表 年令階級別、理由別、非労働力人口 (14才以上)	122
第53表 世帯人員別、疊數別世帯数	123
第54表 年令階級別、婚姻状態別15才以上人口	123
第55表 年令階級別、子供数別15才以上既婚女子数	124
第56表 結婚年数別 子供数別15才以上初婚女子数	125
八重山群島	
第57表 年令階級別、男女別及び本籍別人口	126
第58表 年令階級別、國籍別外國人人口	126
第59表 年令階級別、男女別人口	127
第60表 年令階級別、男女別文筆非能力者数 (10才以上)	127
第61表 年令階級別、就學年數別在學者数 (5才以上)	128
第62表 年令階級別、就學年數別非在學者数 (5才以上)	128
第63表 年令階級別、理由別非労働力人口 (14才以上)	129
第64表 世帯人員別、疊數別世帯数	129
第65表 年令階級別、婚姻状態別15才以上人口	130
第66表 年令階級別、子供数別15才以上既婚女子数	130
第67表 結婚年数別、子供数別15才以上初婚女子数	131

## 琉球列島の國勢調査

### 第一章 國勢調査の施行期日

國勢調査標準に基いて1950年12月1日から全月3日迄の3日間全琉球列島の國勢調査を実施する。何等かの事故に依り右期間に於いて調査を行うことが出来ない場合は、一週間後の1950年12月8日から全月10日迄の期間に之を施行する。

### 第二章 定義

- 1 本布令に於いて「世帯」とは、同一住居内にあつて家計を同じくする者の集り及び自分自身の住居を有し、獨立して生計を營む者を謂う。  
數名の者が寄宿舎、ホテル、病院又は其の他これに類する施設物に常時居住する場合は夫々この全員を以て一世帯と看做す。
- 2 本布令に於いて「世帯主」とは、同一世帯を主宰する者を謂う。一世帯を構成する各人を「世帯員」と称する。
- 3 本布令に於いて「國勢調査調査員」とは、1950年の國勢調査の調査委員に任命された公務員にして、その調査事項の調査に從事する者を謂う。
- 4 本布令に於いて「國勢調査指導員」とは、國勢調査事務の執行について國勢調査調査員を指導監督する公務員を謂う。

### 第三章 調査の対象

- 1 連合軍の軍人、軍属、琉球軍政府軍政長官の認可せる外國政府の外交官、米國政府職員及びその家族を除く外、全琉球に在住する者は總べて調査を受ける。右に指摘された除外者以外の者は現籍の如何を問わず調査を受ける者の中に加えられ、調査票にある質問事項に対して答申をしなければならない。
- 2 國勢調査は窓口の調査によるべきであり、例え他に永住又は法律上の住所を有するも、或る場所に一時居住する場合はその居所に於いて調査を行う。
- 3 常に船中に居住している者に就いては、1950年12月1、2、3日のうち、船が停泊している港に於いて特別調査員が調査を行う。  
調査當日、船が航行中で1950年12月4、5、6日のうちに或る港に入港する場合は、船長は直ちに所管市町村長に着港の届出をなし乗組員を調査に來た海上調査員の調査に供する。

### 第四章 國勢調査票の記載事項

- 1950年度の國勢調査票には左の事項を調査記入すること。
- 1 世帯の種類、住宅の種類(型)、及権利關係。
  - 2 世帯主人世帯員の氏名及世帯主との續柄

- 3 性別、出生年月日及出生の場所。
- 4 仕事の種類、事業名、雇用主の氏名、現在の地位、現在有する優秀な技能の中未使用のもの等、雇用に関する事項。
- 5 文筆の能力及在學の有無。
- 6 國籍及歸還者、非歸還者の別。
- 7 婚姻關係及子女の有無。

#### 第五章 答申の義務

- 1 出来るなら世帯主は、調査事項に關する質問に対し世帯員をして答申させる義務がある。尙当日世帯員が他出を要する場合は、予備調査に於いて行われた質問に対する答申を知悉し置き世帯員に代り答申する義務がある。
- 2 合宿所、寄宿舎、旅館、病院等の所有者、支配人、監督者及其の他の担任者並びにこの種施設物の居住者は、國勢調査員に右施設物内に居住する者の氏名を報告し、且つ居住者に関する調査員の調査統計資料蒐集事務を援助する責務を有する。

#### 第六章 國勢調査實施に就いての責任

- 1 調査員、指導員は、知事の任命を受け前項の調査事項を調査する責任がある外、その調査票に記録した事項の正しい事を確かめ且つ村長を通じて之を群島知事に提出する責任を有する。
- 2 市町村長は、知事を通じて發した指示に依り國勢調査区域を設定して之を所管群島國勢調査調査委員長に提出する責に任する。  
市町村長は國勢調査の施行について監督をなし、總べての調査票を所定の日時迄に群島知事に提出する責任を有する。
- 3 調査員及調査指導員には、知事の署名せる特別身分證明書を交付する。調査員及調査指導員は公務執行期間中は常時之を携帶すること。  
調査員及調査指導員は、國勢調査事項の調査をなすに當つては特別身分證明書を調査を受ける者に提示してその身分を明らかにすること。

#### 第七章 秘密の遵守

調査に依り得た事項は總べて之を秘密として嚴守し、國勢調査の統計資料としてのみ使用するものとし、之を他に使用しないこと。

#### 第八章 禁止事項

- 1 國勢調査票中の調査事項に就いて質問があつた場合は、何人と雖も之を拒絶して事實を隠ぺいしてはいけない。
- 2 何人と雖も國勢調査票中の調査事項に就いて質問があつた場合、虚偽と知りつゝ故意に事實と相違する答申をしてはいけない。
- 3 何人と雖も國勢調査調査員の適法なる公務の執行を妨害してはいけない。

- 4 何人と雖も不法に且つ故意に國勢調査票を取得し、塗抹し、改ざんし、保有し、又は破棄してはいけない。
- 5 國勢調査調査員、調査指導員又はその他の者は、何人と雖も國勢調査の施行に關し發布された軍政長官の公務上の指示に依るのでない限り特定の人に関する調査事項の内容を發表し、又は他人に知らせてはいけない。

#### 第九章 罰則

- 1 本布令第八章の規定に違反する者は、三千円以上五千円以下の罰金刑又は三ヶ月以上六ヶ月以下の懲役刑若しくはその兩刑に処する。
- 2 國勢調査官に任命された調査員、調査指導員又はその他の者にして、正當の理由なくして命ぜられた任務を執行しない場合又は本布令の規定の一條項たりとも之に違反し又は他の者をして違反させる場合は五千円以上一万円以下の罰金刑又は六ヶ月以上一年以下の懲役刑若しくはその兩刑に處する。

軍政長官の指示に依り

軍政副長官

米陸軍准將

ジョン エイチ シュヴァインズ

# 1950年國勢調査の概要

## 1、調査の意義

1950年國勢調査は、琉球列島米国民政府の指示により、1950年世界センサスの一環として実施せられたのである。

1950年世界センサスは、国際連合統計局の主唱によつて行われた世界的規模の國勢調査であつて、このセンサスに参加した國は47ヶ國に及んでゐるといわれる。

ことに今回の調査は、戦後最初の本格的國勢調査で、これによつて初めて、戦後わが琉球における人口の社會的実態が明らかにされるばかりでなく、しかもこの調査が從來の國勢調査や人口調査と異なるところは、國際的規格に従つて計画されていることと、その調査結果が國際的に比較されるということである。

この点で今回の調査は、從來行われてきたどの國勢調査よりも意義深い調査である。そこで今回の國勢調査は、わが琉球の戦後の状態を戦前の状態と比較し、又は世界各国の状態と比較して考える上に、島内的にも國際的にも極めて重要な意味を持つものである。

琉球では1950年12月1日を調査日と定め、同日午前零時現在における人口の實態について、一齊調査が行なわれたのである。

その調査結果は、あらゆる行政施策の基本資料として提供されることはいうまでもなく、人口政策、移民政策等の重要問題の解決はもとより、住民の民主化とその經濟的、社會的福祉の向上を図る指針としても極めて貴重な資料となるものである。

## 2、調査の沿革

今回の國勢調査は、前述の如く戦後始めての本格的な中央集査の方法によつて行われた調査であり、しかも1950年世界センサスとして特別の意味を持つている誠に歴史的な調査である。

琉球における國勢調査は、1920年(大正9年)の第一回國勢調査に始まり、1940年(昭和15年)の第5回國勢調査に至るまで、日本政府によつて行われていたものであつて、その調査結果は行政施策上重な資料となることは勿論一般民間の企業計画にも廣く利用せられてきたのである。

從來の日本の國勢調査は、1920年に最初の國勢調査が実施せられて以來、10年に一回大調査を、その中間の5年ごとに簡易な臨時國勢調査が行われ、1940年に至るまで回を重ねること5回に及んでゐるのであるが、戰時中は正規の國勢調査は行われていないから、今回の調査は正規ものとしては1940年の國勢調査に次ぐ大調査になるのである。

なおその他に簡単な人口調査が、1944年(昭和19年)2月22日に実施されたが戰時の特殊事情によつてその調査結果は公表せられていない。

ところで1902年(明治35年)法律第49号「國勢調査に関する法律」に基いて行われた國勢調査を數えると、1920年第一回國勢調査の実施を見て以来七回目に當つており、その間に於いて1925年(大正14

年)、1930年(昭和5年)、1935年(昭和10年)、1939年(昭和14年)、1940年(昭和15年)と、五年毎に調査が行われたのである。しかし國勢調査を形式的に、人口に関する國勢調査といふ意味において、人口調査という限定された見方をすれば、1939年の調査はいわゆる「物」の國勢調査であつたから、これを除外すると今回の調査は六回目に當るのである。更にこの調査を、近代式の人口に関するセンサスという實質的な立場からすると1920年、1925年、1930年、1935年、1940年、1944年、1950年と丁度七回目に當つてゐる。これを要するに、1950年國勢調査は人口に関するセンサスといふ意味において七回目に當り形式的に人口に関する國勢調査といふ言葉をもつてすれば六回目に當るわけである。

## 3、調査機關

次に國勢調査に対する機構のあらましを述べてみよう。

米合衆國の人口委員會は、連合國軍最高司令部を通じて1950年に國勢調査を実施するよう勧告してきたので、この勧告に基いて1950年10月18日付軍政府布令第25号が公布せられ、1950年世界センサスの一環である1950年國勢調査を実施するための機關が設置せられた。今回の國勢調査は、琉球軍政本部企畫統計課が企畫及び指揮し、地區軍政府監督の下に各群島政府により実施された。すなわちこの調査は、琉球軍政本部→地区軍政府→群島政府→市町村→1950年國勢調査調査員を通じて調査が行われたのである。

(註) 琉球列島米国民政府(琉球民政本部)は、當時琉球列島米軍政府(琉球軍政本部)と稱せられていたので、この報告もそれに従つた。

この歴史的なセンサスの實施については軍政本部で人口委員會の勧告に基いて慎重に計畫を進める一方、その實施者である各群島政府では軍政本部の指導を受けながら準備を進め、また軍民連絡會議において最後的打合せを行い、調査の完璧な実施と、その目的を達成するために各群島知事によつて推薦された代表者が日本に派遣されたのである。これ等の人々は連合國軍最高司令部 ESS(經濟科學局)の指示に従い、總理府統計局で約二週間にわたる講習を受けて歸島した。そこでこれ等の受講者は各群島知事により1950年國勢調査の調査委員長に任命され各群島地圖で國勢調査指導員に對する講習が行われ、これに引續いて指導員を通じて國勢調査員に対する指導訓練が行われた。このようにして適正かつ効率的な調査を実施する態勢が整えられたのである。

(1) 國勢調査調査員 國勢調査調査員は、連合國軍最高司令部經濟科學局並びに軍政本部の要望に応えて學校職員が優先的に充てられたのであるが、その他市町村職員又は一般よりも任命された。

市町村の地域を平均50世帯の調査区に分類し、各調査区に1人の國勢調査員(全琉3,685名)が配置された。國勢調査員は、地区軍政府の指示に従い各群島政府で任命した。

國勢調査員は、擔當調査区の世帯について自ら質問調査の事務に當つた。

(2) 國勢調査指導員 國勢調査指導員は、軍政本部の指示に従い國勢調査調査員20名に対し1人の割合で置かれ全琉球で197名に及んでいる。なお今回の調査における國勢調査指導員は、特に軍政本部の要望もあり優先的に學校長の中から任命されたのであるが、この点從來の調査と異つてゐるところである。

### (3) 市町村の調査機関

調査は市町村長に管掌せしめた。

### (4) 軍政地区の調査機関

各群島知事に、市町村の調査事務を監督せしめた。

## 4 調査の範囲

調査の範囲を確定することは、國勢調査における重要課題の一つである。そこで1950年國勢調査の範囲は、次のように確定されたのである。

今回の國勢調査は、調査時において琉球列島内に現在する者すべてについて調査が行われた。

但し連合國軍関係と外交関係の人々は、この調査対象から除かれた。

### (1) 調査された人々

琉球列島内に、1950年12月1日午前零時に現在した人に限り全部調査され、また琉球列島内に常住地を有する者であつても調査時において琉球列島外に在る者は調査の範囲から除かれた。

次に述べる者は、調査の時期に現在したか否かによって、調査の対象に加えるか、又は調査の範囲から除かれている。

A 12月1日午前零時迄に出生した者、又は午前零時後に死亡した者も調査された。

B 12月1日午前零時前に死亡した者、又は午前零時後に出生した者は調査の範囲から除かれた。

C なお12月1日午前零時に琉球列島内に現在した者であつて、何れの世帯からも申告せられなかつたことを知つた者は12月3日迄に最寄りの市町村長、國勢調査委員長或は國勢調査指導員又は國勢調査員にその旨を届け出で調査を受けるようにした。

### (2) 調査から除かれた人々

外國人のうち、連合國軍関係と、外交関係の人々は、この調査から除かれた。詳しくいえば、琉球に本籍をもたない者のうち、次の各号に該當する者は調査されていない。

1、連合國軍の將兵及び連合國軍に附屬し、又は随伴する者並びにこれらの者の家族。

2、連合國軍最高司令官の任命又は承認した使節団の構成員及びこれらの者の家族。

3、連合國政府の公務を帶びて琉球に駐在する者及びこれらに随伴する者並びにこれらの者の家族。

従つて上記の人々以外の者は、外國人例えはハワイ等からの郷土訪問客、ベイラー等は勿論、日本に本籍を有する者で琉球に現に居る者であつてもすべて調査された。また琉球人は、連合國軍関係又は外國人経営の会社に勤めていてもすべて調査されている。

### (3) 調査の時期

1950年(昭和25年)12月1日午前零時現在。

## 5 調査の場所

今回の国勢調査は、1950年世界センサスとして現在人口を求めるよう琉球民政本部を通じて連合國軍最高司令部からの指示があつたので、従来行われてきた国勢調査と同様 現在地主義の調査方法が採用せられた。

すなわち今回の調査では、現在地主義によつて現在人口を調査することになつたのである。今回の調査は世界センサスの一環としての性質を持つものであり、その意味において、国際的比較が可能でなければならないのであるが、アメリカ州において行われるセンサスの例を見ても、合衆国、カナダ等を除き多くの国において現在人口調査が行われ、また合衆国に於ても常住人口を調査すると同時に一方において現在人口の調査を行つているようである。ここで特に現在地主義の調査方法が採り上げられた理由の中にはわが琉球の人口動態統計が現在地主義により表章されている關係上、出生率、死亡率を出すためには分母となる静態人口も現在人口でなければならない事情なども含まれているようである。

### (1) 人口の調査方法

人口を把握する方法としては、現在地主義と常住地主義の二つの調査方法がある。云うまでもなく現在地主義による調査は、調査の時点に現在する場所で捉える調査であつて、この調査の結果得られる人口の性質は「現在人口」である。換言すれば特定の時刻に於て、特定の場所に現在する人口単位の集団現在人口であつて、特定の時刻に特定の場所に常住する人口単位の集団が常住人口である。

わが琉球の人口センサスは、すべてこの現在地主義の方法によつて行われてきたのである。

また日本はもちろん、欧米諸国においてもアメリカを除いて、英國やヨーロッパ大陸諸国では大体この方法によるものが多いようである。これに對して常住地主義による調査は、調査の時点に常住する場所で人口を捉える方法であつて、常住人口という性質の人口が得られるやり方の調査である。

すなわち常住人口調査では、各人を平常住んでいる世帯で調査するのであつて、従つて調査の時期にたまたま常に住んでいる世帯を離れている者でも、その人が常に住んでいる世帯において調査されるのである。つまり常住世帯員が、調査の時に常住地を離れて何處に居ようとも、平常住している世帯から申告、答申することになるのである。元來現在地主義は、理論的には各人をその人が現在している世帯で調査するのであるから、そこには調査の重複脱漏が起り得ない筈である。然し實際問題としては必ずしも理論的に考慮する程調査事項を正確に調査することができない場合があり得るのである。事實上現在地主義の優れている点は、調査の時期に本人の居る場所で本人について調査することができるから調査事項が重複脱漏なくより正確に捉え得ることが出来る點であり、殊に今般のように調査事項が複雑多岐にわたつていて、直接本人について質さないと調べることができないような場合は現在地主義の方法による方が調査事項の正確な答申が期し得られるのである。

ところが現住人口は、平常居住している世帯からのみ申告、答申されるとは云い得ないのであつて、調査時に世帯のない所に居る者も相當あると思われる。例えは屋外を通行中の者、夜勤、宿直で世帯のない場所に居る者或は旅行中の者などがある。實際問題としては、12月1日午前零時現在旅行中の者は何處で調査をするか、また事實上旅行中の者が果して正確に捉えられているかといふことが問題となつてくる。

従來の調査では旅行中などでは、旅行先の世帯つまり調査の時に現在した世帯から申告、答申されることにな

つてをり、また午前零時に船舶の中に居ることが事前に明かな者は出発前の世帯から申告し、明らかでない者は12月1日午前零時迄に始めて到着した世帯から答申することになつてゐるが、なお午前零時後に始めて到着した者はどうするかの問題が残るのである。

またこのような取扱をするとしても、今日のように主食の配給制度の下では、常住地に不在の者については事實上本人の自宅から申告せられる場合が多く、従つて調査の重複、脱漏が起り得ることが多いことを予想せられるのである。更に時點的調査の性質から、出入者が相殺されて常住人口と大差がないと考えられるのであるが、これは理論上のことであつて、實際問題としみると人口分布の状態がかなりゆがめられた形で現われる場合もあり得るのである。

ところで常住地主義は、常住地の定め方が困難であり、そのため各人を調査する場所が現在地主義のような明確さを欠き、従つて常住地の調査には重複、脱漏の生ずるおそれの多いことが予想せられ、理論的に人口を正確に把握することができないこと、また常住地に不在の者については、本人不在のため調査事項を正確に調べ得ない場合があること等の欠點がある。

調査結果の利用の面からみると、例えば市町村會議員の定数を定める場合は、住民の代表者を送り出すという意味で、その土地の常住人口を基礎としなければならないのであつて、つまり行政施策上の基本人口となるものは常住人口でなければならないことは明らかであつて、現在人口よりも常住人口の方が利用の途の多いことは當然である。これを要するに常住地主義による調査は、現在地主義による調査よりも調査が完全に行われ難く正確な結果を求めることにおいて若干の問題はあるが、實際問題としてみると現在地主義、常住地主義の間に優劣を論することは容易にできない問題であろう。唯調査結果すなわち人口を比較する場合において、現在地主義の調査であるか、また常住地主義の調査であるか、この点誤りのないように注意しなければならない。

## (2) 現在人口

現在地といふのは、調査の時すなわち12月1日午前零時に現在した所であつて、現在人口とは、云うまでもなく調査時に現在した所に於て捉えられる人口である。

さて現在人口を正確に把握しようとするためには、同一時點において一齊調査を行うことが理想であろうが、實際調査の場合に至る一齊に、しかも一時点において調査し、人口を重複、脱漏なく正確に捉えることは事實上甚だ困難であつて、重複、脱漏を防ぎ最も正確な調査を行うための調査の便宜から或る程度の擬制が必要となつてくる。從来の國勢調査では次に述べる者は、自宅があつても自宅では調べないので、すべてその人が調査の時に居た所で調べることになつてゐる。

### (一時現在者)

自分の世帯に常住していて、たまたま調査の時に他の世帯に居た人 例えば丁度調査の時に自分の家に居らず友人の家に泊つていたというような場合には、その友人の世帯から來訪者としてその世帯員に加えて申告、答申されたのである。

### (旅行者)

また旅行中などで、たまたま旅館に泊つた日が11月30日で、12月1日午前零時に旅館で迎えたとするならば、その人は旅館に於いて調査されるのである。

### (世帯のない所に居た者)

調査の時期にたまたま屋外に居るとか、その他夜業、夜勤、宿直等のため世帯のない所に居た者は、調査日までに自己の世帯に歸る見込の者は、自分の世帯に居た者として取扱い、また調査時に乗物、世帯のない舟又は陸路の旅行中であつて旅館、その他の世帯に宿泊しないことが事前に明らかな者は、最後に出發した世帯に現在した者として、出發前の世帯から申告する。また予め明らかでない者は調査日の午前零時迄に最初に到着した世帯から、その世帯に調査の時期に現在した者と見なして調査することになつてゐた。

### (3) 調査の場所

今回の調査では、原則として各人をその人が12月1日午前零時現在に實際に居た世帯(現在世帯)で調査することになつてゐる、従つて世帯員であつても、調査の時期に自宅に居ない者は、自宅で調べられないでその人が現在していた世帯で調査された。

次に調査の場所について主な点を述べてみよう。

### (一時現在者)

1 12月1日午前零時に夜勤、夜業、宿直等のために、世帯のない所に現在した者で、12月1日中に自分の世帯に歸ることができる者は、自宅に現在した者として、その世帯で調査された。

2 12月1日午前零時に散歩等のため一時外出し屋外で調査の時期を経過した者は、自宅にいた者として調査され、友人を訪問し、友人の世帯で12月1日午前零時を過ぎした者は、その友人の世帯で調べられた。

3 醫師が往診のため、12月1日午前零時を患者のいる世帯で過ぎした場合もその患者の世帯で調査された

### (旅行者)

4 11月30日の夜旅館で宿泊した者は、その旅館で調べ、陸路歩行中の者で12月1日午前零時に世帯のない所に居た者は12月1日後最初に到着した旅館又はこれに代るべき所で、そこに現在した者として調査された。

### (學生、生徒)

5 自宅を離れて、自宅以外の場所例えば寄宿舎や下宿に居住している學生、生徒は自宅では調べないので、その人が居住している寄宿舎、下宿で調べられた。

### (特殊病院)

6 精神病院、結核療養所、らい療養所の入院患者、療養者は自宅の無い人は勿論他に自宅があつても自宅で調べないので、すべてその人が入院又は入所している病院、療養所で調べられた。

### (普通病院)

7 前記の病院、療養所以外のすべての病院、診療所の入院患者は自宅があつてもその病院診療所で調べられた

(船舶乗組員)

8 1950年12月1日現在船舶内に在る乗組員、乗客等は、すべてその船舶で調査された。

(受刑者)

9 刑務所、少年刑務所の収容者は、刑が確定している者はもとより刑がまだ確定していない者も、例え他に自宅があつても、自宅では調べないで、すべてそこで調べられた。又12月1日前零時に警察署の留置場にいた者も自宅で調査しないで、全部そこで調べられた。

(住居不定者)

10 公園、市場、旅館、簡易宿等の屋外及びその施設は居住できない場所で就寝する住所の定まらない者、例えば乞食、浮浪者のように平常居住している所がない者とか、どこを常住地としてよいか分らない者、例えあちらこちらを転々として、一定の居住地のないような田舎巡りの演劇團、興行師等は1950年12月1日すなわち調査の時にいた所で調べられた。

(その他)

11 12月1日前零時に琉球の港湾を発し、途中寄港しないで、調査期日後3日以内に始めて琉球の港に入港した者は、12月1日前零時に琉球に現在した者として到着した港で調査された。

(4) 世帯

1 世帯の定義

今回の調査は、前述のように現在世帯で調査されたのであるがここにいう「世帯」とは次のように定義される

- A 住居及び家計を共にする者の集り、又は一人で独立して住居若くは家計を維持する者をいう。
- B 寄宿舎、下宿、病院、船舶、その他これに類する施設や組織の中に常時宿泊する者については當該施設又は組織に宿泊するすべての集りを一世帯とする。

2 住居

ところで國勢調査においては、住居及び家計の二者を共に世帯の主要な判別規準としているが、世帯は人口を正確に把握しようとするための一つの手段であり、國勢調査としては寝室、台所等の内部構造にまで立ち入る必要はないであろう。しかし今日の住宅事情の下では、家計を共にしていても住居を別にしている者が少くないことや、同居世帯のように住居を共にしても家計を別にしている者も多い上に、一つの住宅に多くの世帯が入つているので、内部構造によつて規準を定めることは却つて混乱を招く原因と思われる。そこで今回の調査においては、單に「住居」とは一つの世帯が独立して居住できるように出来ている建物、又はこれに類するものをいうのである。但し、同一棟又は同一の敷地内にある建物は同一の住居とみなす。

3 家計

また家計とは、家庭生活を営むために欠くことのできない経費の支出をいうのである。これは衣、食、住の生活必需品の資金と支出の意味に解される場合が多いようであるが、しかしそのために收入の実際について個人差や家族差をはかる必要はないであつて、ただそれを世帯を捉える判別規準としているのである。

(5) 普通世帯と準世帯

次に世帯は、これを大別して普通世帯と準世帯とに分けることができる。

- A 同じところに住んで居て、家計を共にしている二人以上の集り。
- B 上記の人と一緒に住んでは居るが、別に一人で家計をたてている人、又はその集り。
- C 同じところに住んでは居るが、一人一人が別々に家計をたてて居る人の集り。
- D 一人で住居を持ち、しかも一人で家計をたてている人。

すなわち以上の原則に該當するものが世帯でありそしてAに該當するものを普通世帯といい、B、C、又はDに該當するものを準世帯といふ。そこでこれを簡単に説明すると、普通世帯とは、住居及び家計を共にしている2人以上の集りであり、準世帯とは住居を共にし家計を共にしない者の2人以上の集り、又は住居及び家計を1人で立てる者である。

更に準世帯は次の4つに分けられるのである。

- 1 營業を目的として運営されている建物に常住している通常血縁關係のない単身者の集り。(例えは玄人下宿屋の下宿人)
- 2 同一の建物に常住し共同賃貸を分担する通常血縁關係のない単身者の集り。(例えは合宿所の合宿者)
- 3 単獨で一つの建物に居住し、一人で生活している単身者
- 4 以上三つのものと潜在的に同様の事情にある単身者。(例えは素人下宿の下宿人)

一般の世帯は殆どが普通世帯であるが、間借りして一人で暮しているような人や、寄宿舎、下宿、合宿所等に常住している人々の集りとか、一人で一軒の家を持つて生活している人とかは準世帯となる。

なお從来の國勢調査においては、玄人下宿屋の下宿人は準世帯とし、また素人下宿の下宿人は普通世帯の人員に含めていたが、今回の調査では同居人、下宿人等の名稱の如何にかかわらず、又素人下宿、玄人下宿の如何によらずすべて「普通世帯に常住している同居人、下宿人、間借り人等はその普通世帯に室代を支拂わない者に限りその世帯に含め、室代を支拂つている者は、その集りが別の世帯である」としたのである。

以上の原則によつて世帯をきめてゆくのであるが、特に注意しなければならないことは次の諸點である。

(同居人、下宿人、間借り人等)

- 1 普通世帯と同じところに住んでいる単身の同居人、下宿人、間借り人等は、その普通世帯に間代(間代といふ特別な名稱を用ひなくてもよろしいし、食費その他の名稱で支拂つてもよいのである)を支拂つていな者だけをその普通世帯の世帯員とした。  
家族員以外の人で間代を支拂つている者はすべてその集り全部をまとめて別の一つの準世帯とした  
この場合一人世帯は一軒の家を持つていても、また間借りをしていても、すべて準世帯になるから注意を  
要する。これは1940年の國勢調査までは普通世帯として調査されたものであるが、今回の調査では  
準世帯として取扱われた。一人世帯は從來普通世帯として取扱つてきたのであるが、これは同居人又は間  
借り人と性質を同じくするものであつて、室を借りているのと一軒の家を借りているとの相違だけで(實  
際の内容は全く同一のものもあり異なるものもあるが)これを區別することが實際上困難である。

故に今回はこれを準世帯とすることにした。従つて一人の普通世帯はないわけであつて、普通世帯は必ず二人以上の集りでなければならないわけである。

#### (使用者、雇人、見習等)

2 普通世帯に常住しているその世帯の使用者、雇人、見習等の單身者、いわゆる住込の下男、下女などのような者は、その普通世帯の世帯員として取扱つた。

3 寄宿舎、合宿所等の準世帯に雇われている住込の單身者は、その準世帯の世帯員とした。

#### (家族のある使用者)

4 使用人、雇人等で、そこに自分の家族等と家計を共にして生活している者は、その一團(親子とか夫婦)を別の普通世帯とした。

#### (家族のある同居人、下宿人、間借り)

5 同居人、下宿人、間借り等で、そこに自分の家族等と家計を共にして生活している者は、その一團を別の普通世帯とした。故に今回調査においては単身の住込の使用者はその世帯の世帯員とし、家族を持つてゐる者はその家族と共に別の世帯とする。又同居人、下宿人は家族員及び家事使用人を除いてすべてのきについて間代を支拂つてゐる者はその世帯員とはしない。

#### (管理者等の世帯と準世帯)

6 寄宿舎、病院のような準世帯のある構内又は建物の中に、管理者、事務員、門衛等の普通世帯があるときがあるが、その一團はそれぞれ別の世帯であるから、これを準世帯と混同しないよう注意した。これはその普通世帯の世帯員を準世帯の一員として調査してしまうことが從來の経験で明らかになつたので、このような誤りをなくするためにとられた處置である。

#### (船舶の普通世帯)

7 家計を共にしている者ばかりで乗組み、そこに常住している船舶の世帯は普通世帯であつて、準世帯ではない。

#### (船舶の準世帯)

8 家計を共にしていない者ばかりで乗組んでいる船舶の世帯は準世帯である。

### 5 答申義務者

今回の國勢調査は、軍政府布令第25号に基いて行われた調査であつて、國勢調査員の質問に必ず答えなければならない人(答申義務者)が次のように定められている。

この調査における答申義務者は、從來の調査における申告義務者に相當する者であつて、從來の調査では世帯主又はこれに代る者が申告義務者であつたが、今回のように特に各人にについて、その就業状態の如き事項を調べるについては、調査事項の中には質問しても即答できないような事柄もあるから、本人について直接調査しないとより綿密な質問調査を行うことが出来ないこともあるので、調査の完璧を期する上から、場合によつては本人にも答申の義務を負荷せしめる必要があり、このような意味から、今回の調査では從來の調査と異つて答申義務者

の範囲が擴大され、世帯主は勿論本人に對しても答申の義務が課されたのである。

#### (1) 答申の義務

A 世帯主又は世帯の代表者は、調査時における調査事項について、國勢調査員が行う質問に答えなければならない。但し國勢調査員が世帯主又は世帯の代表者以外の世帯員について直接質問しなければ調査できない事項については、当該世帯主が國勢調査員の質問に答えるようにした。

B 國勢調査員は、調査に際し世帯主又は世帯の代表者が存しないときは不在のときは、當該世帯について事實上世帯を代表する者又はこれに準ずる者を指定することができる様にした。

(世帯主) 普通世帯で、國勢調査員の質問に答えなければならない人は世帯主である。もし世帯主が不在のときは、その人の代理人、例えば奥さんとか息子さんが答えてよいことになつてゐる。

(代表者) 寄宿舎、下宿、合宿所、飯場、收容施設等の準世帯に現在してゐる止宿人とか收容者の集りでは、その止宿人とか收容者の内一人を代表者とし、その代表者が國勢調査員の質問に答えなければならない。

(本人) 普通世帯で使用者とか雇人については、世帯主では分らないことがある場合があるが、この場合國勢調査員自身が直接使用者に質問したならば、その使用者、雇人は必ずその質問に答えなければならない。同様に準世帯の場合も、代表者では分らないことを調査員が本人に直接質問したときはその本人自身が必ず答えなければならない。

(特殊病院の院長) 精神病院、結核及び療養所の入院患者又は療養者についての調査はその病院、療養所の職員の中から選ばれた調査員によつて行われた。これは特殊病院の面接きとり調査に對しては、その病院とか診療所内の事情に明るい職員を調査員に充てることが正確且つ最も有効な結果が得られるからであつた。この場合本人に直接答申して貰う必要はない。

### 7 調査の方法

今回の國勢調査では、調査方法の上でわが流儀として今回初めていろいろの試みが新らしく導入されたのであるが、その一として國勢調査員が各世帯を巡回して、答申義務者に質問記入する、いわゆる他計申告の方法が採用されたのである。さて今回の調査は1950年12月1日午前零時の状況によつてその實状を調査したのであるがその調査には12月1日前に行う調査(準備調査)と、12月1日後に行う調査(実地調査)とがある。そのうち最も重要であり、國勢調査の實体となるものは、いうまでもなく實地調査である。しかし準備調査も実地調査の基礎をなすものであつて、調査の成否に影響するところ甚だ大きいものがある。

#### (1) 準備調査

準備調査は1950年11月22日から11月24日までの間に行われたのであるが、その目的とするところは實地調査に當つて重複、脱漏のないように、その準備と態勢を整えるということにあつた。國勢調査は調査員の努力にまたなければできないことは勿論であるが、これには住民の眞の協力が伴わなくては完全な結果を求めるることは、なかなか容易のことではない。このために準備調査では、調査対象の完全な把握という観点から國勢調査員は受持ち調査区の各世帯を巡回しながら転入、転出に注意し、どこにどういう世帯があるか各世

帶の所在を明らかにした後、照査表を用いてその世帯數及び世帯人員等を調べるとともに、國勢調査の説明書を各世帯へ配布してこの調査の趣旨の徹底を図つてその協力を求め、或は調査事項の内容についてもよく説明して、實地調査の際支障のないようにした。

#### (2) 實地調査

12月1日以後3日以内に受持ちの調査区を實地巡回し、1950年12月1日前零時現在の状況により、各人の各調査事項を答申義務者に質問し、各世帯員及び一時現在者について、國勢調査調査票に記入するのが實地調査である。

#### (3) 實地調査の方法

實地調査は、1950年12月1日から3日間にわたつて行われたのであるが、この期間に國勢調査員は受持ち調査区内の各世帯を準備調査で作成した照査表を参考にしながら、準備調査のとき決めた世帯番号順にのこらす巡回して國勢調査調査票にある調査事項について、各世帯の答申義務者に質問し、その答えに基いて國勢調査調査票に所要の記入を行つたのである。

なお調査を受けなかつた人や、二重調査を受けた人が國勢調査委員長又は市町村長若くは國勢調査指導員にその旨届出たときは、調査を受けなかつた人については、照査表及び國勢調査調査票を追加し、各調査事項について質問記入が行われた。又二重に調査を受けた人は、國勢調査調査票の全部が抹消された。

#### (4) 申告の仕方

申告の方法、つまり調査票（申告書）の記入方法に、自計申告と他計申告がある。申告者が自から記入するのを自計主義（自計記入法）といい、調査員が訪問して面接したとき、調査員の質問に応じて、いろいろ調査事項について申告者が口で答えて調査員に記入して貰うのが他計主義（他計記入法）である。

今回の調査では、申告の方法も從来用いられた自計主義から他計主義の方法に切り替えられたのであるが、これはインター・ビュー・システム（読み取り申告）といつて、國勢調査員のインター・ビューにより縦密な質問調査が行われたのである。答申義務者を通じて質問調査する、いわゆる他計申告の方法が用いられたのは、從来の調査と比べても明らかに、調査項目が32の多きにのぼり、その上複雑多岐にわたつてゐるので、充分訓練せられた國勢調査員によって注意深く縦密に調査する方が、自計主義により申告義務者の判断によつて調査票に記入して貰うよりも、正しい結果が得られるからである。つまり、これは面接調査によつて必要な事項を質問記入して各人に關する正確な記録を探ろうとする点にあるわけである。

ところで実地調査は、從来の調査でも相當むつかしいものがあつたが、今回の調査においては32項目からなる調査事項について完ぺきな答申を期待するためには、熟練した國勢調査員をこの調査に従事させることが必要である。すなわち國勢調査員は、答申義務者に対して調査の目的や、調査項目等を入念に説明して完全な答申をさせなければならない。この爲に國勢調査員には優先的に學校職員が充てられ又市町村の職員、其の他の者も任命された。

#### (5) 調査票

國勢調査調査票は、連記式を用い國勢調査員によつて直接記入された。

今回の調査では、調査の方法については、新しい試みが採り入れられ、從來用いられていた世帯票、個人票の代りに今回はじめて連記票の形式の調査票が使用されたのである。

人口センサスに用いられている調査票の様式には個人票、世帯票及び連記票の三つの種類があつて、1920年（大正9年）、1930年（昭和5年）、1935年（同10年）及び1940年（同15年）の國勢調査では世帯票が用いられ、また1925年（大正14年）の國勢調査及び1944年（昭和19年）の人口調査では個人票が用いられた。ところで今回の中河の調査で、調査票を從來の個人票又は世帯票から連記票にしたのは、一つには他計主義の調査方法の場合、連記票を用いた方が他計申告の長所を活かす所以でもあり、またこの票を用いることによつて調査結果の正確さが一層大となる等、種々の點で優れているからである。

なお調査票は、一枚に25名ずつ記入でき、日本で用いられた標準ライン型の調査票が殆んどそのまま使用され、日本では33項目、また琉球では32項目の質問に応する答が記録された。

#### 8 調査事項

國勢調査は、いさまでなく人口調査であつて、人口の總數を知ることが第1の目的である。しかしながら唯單に總人口が何人で、そのうち有業人員は何人であるといふように、人口總數をとらえ、更に各人について男女の別、年令、職業など各種の事項を調べてそれを利用することのみでは、國勢調査を行う意味は少ないと云わなければならぬ。國勢調査が人口調査である限り、それ自体の目的は人口量を計ることであつても、官廳統計としての使命を果す場合には唯人口の數量を計ることのみが國勢調査の目的のすべてではないのである。人口センサスの目的は時代により異なるが、今日の國勢調査は行政上の基本的資料を得るために、種々の重要な事柄についても調査せられることは言うまでもないのであつて、その調査結果があらゆる施策の重要な基礎資料となることは周知の事実であろう。

従つて國勢調査は、人口数のみに限らず、その利用目的に於いて種々の重要な事項についても調査せられることは当然であつて、その基本的な調査事項としては、大体一定しており、世界の各國ではこれらの項目をその國情に應じて取捨し、更にその國、その時代によつて新しい項目を追加して調査されている。

從來の國勢調査では基本的な事項として

(1)氏名 (2)世帯に於ける地位 (3)男女の別 (4)配偶関係 (5)職業 (6)出生地 (7)國籍又は民籍  
というような事項が調査されてきたのである。

また以上の外に、行政施策上必要な基礎資料を得る目的から、國勢調査に依らなければ知り得ない諸種の事項についても調査されたのである。

次に今回の國勢調査の調査事項も、これを大きくわけて、國勢調査としての基本事項と、臨時的事項との二つに分けられる。殊に後者は、今日復興途上にあるわが琉球の當面する産業の復興、經濟の安定、貿易の振興等の重要な問題に対して基本的資料を提供しようとするものでなければならないのである。従つて今回の調査では「人口」に限らず「住宅か否かの別、その所有關係及び疊數」「文筆能力」「引揚者か否かの別及び終戦前外地に居留し

ていたか否かの別」「初婚か否かの別、結婚年数の合計及び子供の数」など全部で32という極めて多くの項目にわたつて調査が行われた。

この点で從來の國勢調査に於ける調査項目に比べて大いに異なる特色がみられ、しかもこれ等の事項は何れも行政施策上重要な資料となることは勿論、一般民間の企業計画にも極めて貴重な資料となるものである。

#### (1) 調査項目

今回の國勢調査を設計するに當つては、米合衆國の人口委員會の勧告を手引として準備が進められてきたのであるが、調査規定及び調査事項等においては、できるだけ日本の調査方法を採用することになった。そこで民政本部企畫統計課において、日本の調査項目に充分な検討を加えた上で調査項目が確定されたのである。この調査項目は次の通りである。

##### ◆世帯主について(1-5欄)

- (1) 世帯番号
- (2) 世帯の種類(世帯が住居及び家計と共にする者の集りであるか否かの別)

普通世帯は「普」 準世帯は「準」と記入する。

- (3) 住居の種別(世帯が居住する家屋または建物の種類)

住宅または住宅の一部に住んでいる世帯は「住」

軍カンパンに住んでいる世帯は「軍」

特殊団体に住んでいる世帯は「特」

その他住宅でないところに住んでいる世帯は「他」と記入する。

(註)軍カンパンとは、進駐軍雇用の琉球人を宿泊給食させるための軍管理の施設いわゆる合宿所をいう。

住宅に住んでいる世帯(3欄-住)について。

##### (4) 所有の關係(家屋、建物または居室の権利關係)

持家に住んでいる世帯は「持」

給与住宅に住んでいる世帯は「給」

借家に住んでいる世帯は「借」

特家、給与住宅または借家に間借りしている世帯は「借」と記入する。

##### (5) 居住室の疊數(居住室の大きさを疊數になおしたもの)

##### ◆各世帯員について(6-12欄)

1950年(昭和25年)12月1日前零時現在においてその世帯に現在する者。

##### (6) 氏名

(7) 世帯主との續柄(世帯主または世帯の代表者とこれ等の者を除く世帯員との續柄、または世帯をともにする事情)。

##### (8) 男女の別

(9) 出生の年月日(實際に生れた年月日を西暦で記入する、西暦で返答できない場合は日本の年号で記入する)

(10) 出生地(琉球諸島、日本、その他)

##### (11) ○×を記入する欄

1940年(昭和15年)の最終日以前に生れた者は「○」

1941年(同16年)またはその後に生れた者は「×」と記入する。

##### ◎1950年(昭和25年)11月24日-11月30日(調査週間)の就業状態(12-21欄)

1940年末までに生れた者(11欄-○)は各欄を記入する。

1941年以後に生れた者(11欄-×)は各欄とも斜線を引く。

##### (12) 調査週間に収入のある仕事に従事したか(世帯員が報酬を得て經濟活動に従事しているか否かの別)

○働いた者(12欄-然)について

##### (13) 調査週間に何時間仕事をしたか

○働かなかつた者(12欄-否)について

(14) 仕事を持つていたのに働かなかつたのか

(15) 調査週間に収入のある仕事を探したか

##### ◎調査週間に収入のある仕事に従事していないかつた者で、仕事を持つておらず、しかも調査週間に仕事を探さなかつた者(14、15欄-否)について

(16) 調査週間に主としてどんなことをしていたか。

通學していた者は「通」 家事に従事していた者は「家」 病気、老年、不具、妊娠等のため働けない者は「不」

その他は「他」と記入する。

##### (17) ○×を記入する欄

12欄-然、14欄-有、または15欄-有と記入した者は「○」

16欄を記入した者(12-15欄を何れも否とした者)は「×」と記入する。

○仕事の種類、勤め先の名稱、業主の屋号または氏名及び從業上の地位(18-21欄)

17欄に×と記入した者は18-21欄は斜線を引く。

17欄に○と記入した者はそれぞれ各欄を記入する。

##### (18) 仕事の種類(調査週間前1週間に内に従事していた經濟的活動の種類)

##### (19) 事業の種類

(20) 債主の氏名(勤め先の名稱、業主の屋号または氏名)

##### (21) 従業上の地位

雇用者のある事業主は「主」 単独の事業主(無給の家族從業者を有する事業主を含むは「單」)

無給の家族從業者は「家」 一般の雇用者は「雇」 官公署雇用者は「官」 進駐軍雇用者は「進」

未経験者は「未」と記入する。

(22) 現在從事していない専門技術

調査週間以外の就業状態について、現在從事していないが、或る仕事または技術について教育または経験を有する場合は過去5ヶ年間の専門技術を記入する。

○各世帯員について(23-29歳)

(23) 文筆能力

読み書きのできない者は「否」書くことのできる者は「書」読みことのできる者は「讀」読み書き両方でできる者は「讀及書」と記入する。

(24) 在學か否かの別

(25) 在學年数 (今までの在學年数の合計を記入する。在學が一年未満の場合若しくは在學したことのない者は○と記入する)。

(26) 本籍または國籍

琉球に本籍を有する者は「群島名」。日本に本籍のある者は「日」國籍が明らかでない場合には元の国籍を附記する。

○引揚者か否かの別

(27) 海外引揚

終戦後引揚げた者(復員軍人を含む)は「引」然らざる者は「否」と記入する。

○戦後引揚げた者(27歳一引)について

(28) 居留地(海外居留民か否かの別)

終戦前にすでに海外に永住していた者「居」然らざる者は「否」と記入する。

(29) 婚姻状態(配偶の關係)

世帯員の配偶關係は届出、戸籍上の記載をとわず事實上の婚姻關係によつて決定する。

未だ結婚したことのない人は「未」

現在配偶者のある(妻または夫)は「有」

配偶者と離別または別居して現在獨身の人は「離」

配偶者と死別して現在獨身の人は「死」と記入する。

○結婚したことのある女子についても(30-32歳)

配偶者(届出をしないか事實上婚姻關係と同様の事情にある者を含む)を有し、または有したことのある女子の世帯員

(30) 初婚か否かの別

現在夫のある女子は勿論、死別または離別して、現在獨身の女子についても記入する。

初婚が現在までつづいている女子は「初」初婚で死別又は離別し、その後結婚していない女子は「初」

二回以上結婚した女子(死別又は離別して再婚した女子)は「再」と記入する。

(31) 結婚の継続年数(結婚年数の合計)

今までの結婚(事實上の婚姻を含む)年数の合計であつて1年未満の結婚年数は「○」と記入する。

(32) 子供の数(出生兒の数)

女子が今までに生んだ子供の数の合計を記入し、現在生存せる者は勿論、死亡せる者を含めるが死産、流産を除くことにする。今までに生んだ子供が全然ないときは「○」と記入する。

以下今回の國勢調査の重要な事項について、それ等の重要性と何故に斯る事項が調査せられたかの理由を述べてみよう。勿論國勢調査の持つ基本的事項についても説明を加えるべきであるが、これ等の事項は從来の國勢調査においても調査されているので、此處では特に省略することとした。

ところで今回の國勢調査目的を調査事項に關連する面から見ると基本的な調査目的、例えば男女別人口、年令別人口などを除いて大体5つの新しい目標がある。

その第1は、住宅關係であり、第2は就業狀態であり、第3は教育の關係で、第4は住民の妊娠力の關係、第5は人口移動の最大要素としての引揚關係の諸事項がある。

以下この臨時的調査項目について順次説明することにする。

(1) 住宅か否かの別、その所有關係及び疊數

先づ住宅並びに疊數に関する事項であるが、今日わが琉球において最も重大な問題の一つは住宅問題である。人間生活の基本的な要件を「衣」「食」「住」の3つに歸するとするならば、未曾有の戰災を蒙り住宅の殆んど大半を焼失した琉球住民にとって「住」の問題はむしろ食生活や衣生活以上にの身近な重大な問題である。

さて「食」と「衣」の問題は、或る程度解決を見ているが、就中「住」の問題については、復金の住宅建築資金の貸出によつてようやくその解決の端緒を開いているのに止まり、全般的にみて住生活はまだまだ戰前の水準まで達していないように思料される。台風期を控えて、住宅問題を解決する唯一の方途は、住宅を増改築する以外に途のいなはであつて、住宅を建てるということは簡単なようであつて、資材、資金の兩面から見て多くの困難が豫想せられるのである。

A 居住密度

今少くとも何棟位の住宅が不足しているかということを明らかにしなくては、住宅の具体的な政策は立て得られないであつて、更に何棟の住宅が不足しているかということを明らかにするためには、現在の經濟状態の下に於て住宅或は住宅以外の建物(この調査では非住宅として取扱われる)に居住している人々が、その住居に對して如何なる密度によつて居住しているか、先づ居住密度を明らかにして始めて具体的に住宅不足数を知り得るのである。

従つてここに疊數の調査が必要となつてくるのである。このようにして住民の住生活の事情を正しくとらえることによつて、住宅政策への重要な基礎資料が提供し得られるのである。

これを更に内容的に明らかにするためには、唯單に人口に対する疊數を見るだけでは充分でなく、現在建つている住宅が何棟あるか、また住宅以外の建物に何世帯、何人が居住しているかを明らかにし、住宅に住む人達は如何なる程度の居住密度で生活しているか、此の点を明らかになし得なければ眞に利用價値のある政策資料にはなり得ないのであつて、この意味において住居の種類、すなまちその世帯が住宅に住んでいるか、非住宅つまり住宅以外の建物に住んでいるかを知らなければならぬのである。そしてその居住する住宅と居住世帯との権利關係、

すなわち、その住宅を持つているか(持家)、借りているか(借家)、給與されているか(給与住宅)、或は間借りしているか(間借)などのいわゆる所有関係を調べ、上記の種類によつて居住密度、或は疊数を各別に見ることは、当面する住宅問題を明解してゆく上にとりわけ必要なものである。

#### B 居住室の疊数

居住密度の計算を可能たらしめ、また住宅の廣狭の目安を與えるため住宅の疊数を調査しなければならないことは云うまでもないが、しかし今回の調査では非住宅の疊数は実際に調査が困難であるので、調査されていない。つまりこれは住宅が無くて住めないような人達の数を知るだけで充分だと思われるので、住宅以外の建物についても其處に住んでいる世帯及び人数を見るに止めた。

ここで居住室といふのは、謂わば客間、居間、應接間、食堂、茶の間、寝室のような居住のために使用する部屋であつて、而も就寝の用に供し得る部屋を指すのであるから、台所、浴室、玄関、便所、物置等の部屋を居住室とは云い得ないのである。従つて居住室に敷いてあるまた敷き得る疊の数を調査するならば、この数字と世帯員の数との對比によつて居住密度を計算することが容易にできるのである。更に疊数を調べることによつて、住宅の延坪数を大体知ることが出来るのである。戦前の規格住宅のような伝道築は別であるが、戦前の住宅は疊数を直ちにその住宅の延坪数と見ることが出来たのである。

ところで、今回の調査に於ける疊数の調査は、一つに居住密度を知ることを目的としているのである。すなわちこれによつて住宅不足等が明らかにされ、住宅政策を確立する上に重要な資料となるのである。

#### (2) 就業状態

今回の調査項目には色々あるが其中そのうち最も重要なものは就業状態の調査であろう。就業状態を調べる目的は、わが琉球の労働力人口を把握することに外ならないのである。

##### A 調査の目的

この労働力を把握する目的は、住民の就業状態につきその労働量の活用の可能量を測定し、産業政策や雇用政策の企畫資料として、或はその施設の監査資料として重要なものとなり、更に大量の失業者群が発生した時においては、その失業者の数とその失業の質、例えば完全失業、部分失業、潜在失業等、或は失業が発生した産業別根源、失業者の就業上の地位などを明らかにして失業対策に重要な資料を提供することにある。これを要するに、労働力人口の調査測定はわが琉球の經濟的、社會的條件の實狀を正しく知る上に極めて重要な意味を持つものである。

##### B 労働力の意味

ところで労働力人口とは何か、これを廣義に解すると經濟的活動に從事する人口であつて、全就業者と、就業することを求めている不就業者(失業者)とを合せたものであり、換言すれば労働市場に対しての労働供給量の総量である。

##### C 労働力の調べ方

さて、このように重要な意味を持つている労働力人口はどうして把握するか、これには二つの捉え方があり、その一つは有業者統計としての捉え方であり、他の一つは労働力統計としての捉え方である。

有業統計としての捉え方は各人の平常の經濟活動の狀態によつて調べる方法であつて、つまりその人の平素の職業や平素の産業を調べる行き方を探る方法である。すなわちこの方法で調べた結果は、平常の職業統計、産業統計となるのであつて、これを有業統計といつてはいる。

労働力人口は就業者と失業者とを合せたものであるから、この有業統計も就業者と失業者とを合せたものであつて従つて有業統計として労働力人口を捉えるに當つても、就業者と失業者とを区分して調査する必要があり、このようにして就業者と失業者とを區分して調査した例は、1930年(昭和5年)の國勢調査である。

またこの方法でも單に平素職業を持つているか否かを調べるやり方と、1940年(同15年)國勢調査のように平素の職業名、勤め先の事業所名を報告せしめる方法等がある。

##### (労働力統計)

労働力統計としてのとらえ方は、一定の期限を限つてその期間内の經濟活動の狀態によつて調べるやり方であつて、つまり一定期間内に實際に就業したかどうかによつて、労働力人口とするか否かの界を定め、更にまた労働力人口として数えられた者については、その期間内に於ける從業上の狀態から、その職業、産業の種類をも併せて決定しようとする方法であつて、この方法で調べた結果を労働力統計といふのである。

労働力のとらえ方には、有業者統計の方法と、労働力統計の方法との二つの方法があり、しかもその調べ方が根本的に違つているから、その間調査結果を直ちに比較することは出来ないのである。今一例を以つて示すと、例えば平素農業を營んでいる者が國勢調査當時比較的農閑期のため、馬車挽家業をやつているとすると、有業統計としての調べ方によると、この人は農業者となり、また労働力統計としての調べ方によれば馬車挽として調査されるのである。このように調査の建前が異なる以上、当然この二つの統計は内容が自ら異つてくるから、相互に比較ができないことになる譯である。

なお戰前の國勢調査、例えば1920年(大正9年)1930年(昭和5年)1940年(同15年)の國勢調査は、有業統計の方により調査し、今回の國勢調査は労働力統計の方法による調べ方に切り替えたのであつて、わが琉球でこの方法によつて調査したのは今回が最初である。

##### 1) 労働力の範囲

労働力人口は以上のように就業者と失業者を合せたものであるが、労働力人口とする界の範囲については、一般的に二つの限界が認められている。第一は労働力人口として組入れる人口の範囲であつて、これには三つの限界があり、次の基準によつて定まつてくるのである。先づその(1)は年令から見ての限界で、つまり實際上勞働市場の対象となる年令上の限界であつて、勿論この年令上の限界はその時代によつて動くものであることは當然であるが、わが琉球の現下の經濟的、社會的状態に於ては満14才以下の者でも事實上相當數の就業者が見受けられるので労働力人口の最低年令を14才で切る譯にもゆかないのである。今回調査では労働力人口の最低年令を1940年(昭和15年)未までに生れた満10才以上の者とした。しかし結果表では、年令階級別に集計し、14才以上の者を取まとめて公表してある。次に(2)労働力人口に関する社會的立場からの限界である。すなわち刑務所等社會施設内の收容者で一般第四市場とは關係のない者は當然除外されるべきである。また(3)には軍人の除外である。この点は琉球に

は関係のないことであるが、これも労働市場とは関係がないこと、又特殊の事情にあるため普通一般の方法では調査ができない事情もあるから除外すべきだと云われている。

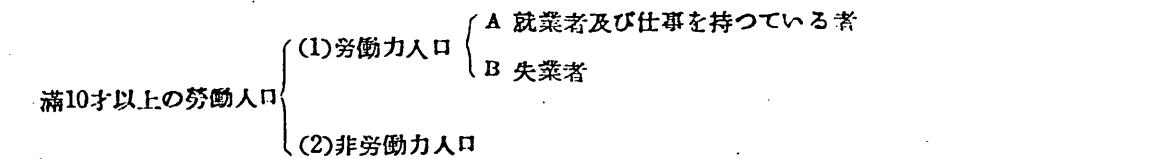
第二に労働人口の範囲を定めるに當つて時間的制約がある。時間的制約といふのはすなわち労働力統計の方法によつて調べるに當つて、何日間の就業状態によつて、労働力量を測定するかということである。普通一週間が用いられ、今回の調査でも11月24日から30日までの1週間によることになっている。この期間の定め方の長短は、調査結果である労働力人口の構成に重大な影響を及ぼすものであり、若し期日を一日とすれば就業者数が減じ失業者が増加し、また一ヶ月とすれば反対に就業数が増加し、失業者が減少する結果となる。このように期間を定めることに多くの困難が伴うので、その中間を探つて1週間を探るのが普通であり、今回の調査で1週間の期間によつて調査するのもこのようない意味からである。

#### E 労働力人口の構成

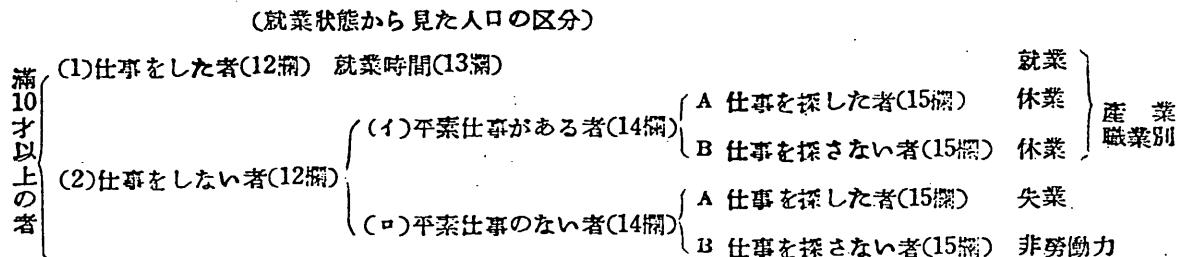
労働力人口の分類の仕方は、調査結果の取りまとめ方の問題に外ならないのである。

先づ労働力という見地から総人口を労働力人口と、非労働力人口に分け、更に労働力人口を就業者及び仕事を持つている者と、失業者に分けることができる。

今回の調査の労働力人口の範囲は、満10才以上の者であつて、これをこの区分に従つて示すと次のようになる。



なお、この関係を国勢調査調査票と関連せしめて考えて見ると、次のような区分になる。



次に、このように大分類したものと更に細分し、或は組合せて労働力人口を分類すると、就業者については更に男女別、年令別、産業別、職業別、就業時間別等に区分し、失業者についても男女別、年令別、失業前の産業別、職業別、失業期間別（以上3つの区分は今回の調査では分類されない）等に細分し、また非労働力については主たる活動状態別として、家事、通学等のように、労働力人口に関する調査結果が取まとめられるのである。

#### D 労働力の分類の仕方

労働力人口を分類するについては三つの原則がある。

すなわちその1は労働力は非労働力に優先すること、次に就業は失業に優先すること、3に同時に二種以上の仕事を就業している場合は、就業時間の長い方が優先し、それによつて職業、産業の種類、從業上の地位が決まるのである。

#### (1) 就業者

労働力は非労働力に優先せしめるということは、すなわち調査週間中少しでも就業した場合は、就業者として取扱うということである。

従つて家庭の主婦、學生、生徒のような平素職業に就いていない人でも調査週間中に少しでも就業したならば、その人は就業者として取扱い労働力人口に分類する。

#### (2) 平素仕事を持つていない者

次に就業は失業に優先せしめるということは、就業者とすべきか失業者とすべきかの場合、就業とすることを優先せしめることである。従つて平素仕事を持つていない者においては、調査週間中に就業した時間数が仕事を探した時間数より短くても、失業者としないで就業者とする。

#### (3) 平素仕事を持つている者

次に平素仕事を持つている者についての優先順位を定めるやり方には二つの方法がある。

その一つは、平素の仕事に從事しなかつた理由によつて優先順位を定める方法であり、他の一つは平素の仕事に從事しなかつた期間によつて定める方法である。ところで平素の仕事に從事しなかつた理由による方法は、その理由が(A)病気、休暇のような場合は、そのために例え就業しなくとも失業者としないで就業者とする。これに反してその原因が、(B) 悪天候、労働争議、注文のない場合、資金難、原材料の不足、工場破損、季節的閑散のような場合は、就業者とはしないで失業者とする。

しかしながら原因によつて、就業者とするか失業者とするかはいろいろの観點から或は人によつて考え方があるから客觀性がないのは当然であり、殊に雇用者自営業者、家族從業者のような場合はその感が深いのであつて、これによつて優先順位を定めることは問題が多いのである。これに反し平素の仕事に從事しなかつた期間によつて定める方法は

- A 就業してなかつた期間が一ヶ月未満の場合は就業した者と同一の取扱いをなし、失業者としない。
- B 就業しなかつた期間が一ヶ月以上ならば、就業した者とはしないで失業として取扱うのである。

今回の調査では、仕事をしなかつた期間で定める方法は、その取扱が容易であり、優先順位を定めるにはこの方法が採られている。

#### (3) 文筆能力、在學か否かの別及び在學年数

次に教育に関する事項であるが、國勢調査において、教育に関する事項を調査している主な国は、最近20ヶ年の間にあつては米合衆国、佛國、ソ連邦等があり、これ等の國に於いては読み書きの能力、或は出身學校の程度を調査しているが一般に主として讀書力、筆記力に重點がおかれているようである。

琉球にあつては1940年（昭和15年）國勢調査に於いて特定の目的を以つて指定せられた學級を調査したに止まつてゐる。他の資料によつて明らかのように、日本及び琉球では全くの文盲である人は極めて少數であつて、普通教育が廣く行きわたつてゐると考えられていたために讀書力、筆記力については從全來然調査せられていないのである。

今回の調査では、米合衆國の1940年センサスに於いて調査せられた在學者及び終了した最高の學校の調査と同様に、在學か否かの別、及び在學年数が調査されたのである。

すなわち琉球に於ては、全然文盲であると云う人は他の資料からみても比較的少ないので、此の点は問題にならないのであろうが、唯現在在學している人が何人いるか、そしてその學生、生徒は現在小學校、中學校、高等學校や大學に如何に分布しているか調査することは有意味であり、更にかつて學校に學んだ人達は如何なる程度の學校を修了し或は卒業しているかを調査せられるならば、わが琉球の教育の普及状況は讀書力、筆記力のような簡単なものではなく、このことから學力の程度を知ることができ、また今日問題となりつゝあるところの職業教育、社會教育に関する資料として重要性を持ち得るのであろう。

#### (4) 引揚者か否かの別及び終戦前外地に居留していたか否かの別

次は引揚者親系の事項であるが、今日わが琉球に於ける重大な社會問題の一つは人口問題及びこれに關連する海外移民の問題であろう。かつて海外に居留し、終戦によつて歸郷した人達は幾何であつたかは必ずしも明確ではないのであつて、從來居留しては居らず、たまたま強制疎開や旅行中、出張中等で終戦となり歸郷した人達も引揚者として取扱われていたのである。故に海外に居留していた人々の純粹な数字は明確にせねばならないのであり、そしてまたこれ等の人々が現在琉球列島内に如何に分散しているかも併せて明らかにすべきである。

戰後の琉球經濟は産業の復興、經濟の安定、貿易の振興等が強く要請されているが、經濟政策を考える場合に琉球の國土、經濟を人口とのバランスのとれた狀態におくようにして經濟政策を考えるのでなければ經濟の自立はもとより、産業の發展や住民の生活安定も望まれないことは明らかである。現在のわが琉球の情勢を考えてみると、人口の問題、海外移民の問題、これらの問題がますます深刻を加えつゝあるような情勢の中において、人口政策、移民政策が如何に現下の實状に即し、國際情勢の変化に応じて適正に計畫實施され且つ將來の海外發展に寄與せしむべきかどうかということは、琉球住民の民主的繁榮とその將來を左右する重大な問題と思われる。そこで移民問題は琉球復興の鍵として期待され、具体的な移民送出計畫が是非とも必要となつてくるのである。

この眞珠からも、今回引揚者が調査せられ、しかも引揚者の内、海外に居留していた人と、然らざる人（復員軍人を含む）とを區別してそれ等の男女別、年令別が明らかにされたのである。

#### (5) 初婚か否かの別、結婚年数の合計及び子供数

最後に、結婚したことのある女子のみに尋ねる事項であるが、これは即ち初婚か否かの別、継続年数の合計及び子供の数などである。わが琉球に於いて現下の大きな社會問題の一つは言うまでもなく人口問題であろう。從来も高い出生率を示した琉球は戰時中は自然増加率も一時低下したのであるが、終戦後又々大きな自然増加を續けて來たのである。これは歸還人口の増加に伴つて出生率は急激に上昇する一方、米軍による公衆衛生等が努力に進められたために死亡率は漸減の一途をたどり、この狭い地域の中に急激な人口増加の現象を見るに至つたのであつて、戰禍が甚だしく、しかも過剰人口になやむわが琉球においてこの強大な人口壓力を緩和するために採らるべき措置としては海外移民は勿論のことであるが、同時に人口それ自体を調整するものとして、人口政策の立場から移民問題と同様に産兒制限問題が強く叫ばれてくるのである。而してこの政策を遂行するためにはこれが基礎資料として

先づわが琉球の女子の妊娠力を明確にして置かねばならないのである。

すなわち夫の職業別に出生児数を見るとか、或は結婚継続年数別に子女の数を見るなど、有用な利用面があるのである。この見地からして、初婚か再婚か、結婚年数の合計、つまり結婚年数の全年数（再婚以上の人は初婚のときの年数と、それ以後の結婚生活年数の合計）及びその女子の生んだ子供の数とを組合せることによつて、わが琉球の女子の妊娠力を知ることができ、更にこれによつて始めて正しい人口政策が遂行せられるのである。

第三に、二種以上の仕事に就業した場合は、就業時間数の長い方に就業したものとするやり方は説明するまでもないので省略する。なおこの就業時間による順位の定め方に対して収入額の多い方を優先せしめる方法もあるが、収入額の多少を決定することは事實上困難もあり、不正確に陥り易いことも考えられるから、今回の調査では就業時間による方法が用いられたのである。

#### (優先順位)

以上のようにして、労働力人口を分類するのであるが、分類上の優先順位はこれを取りまとめて示すと次のようになる。

(1)労働力は非労働力に優先せしめる。

(2)就業は失業に優先せしめる。

#### A 平素仕事を持たない者

調査週間中就業時間が仕事を見付けるために費した時間数より短かくても「就業者」とする。

#### B 平素仕事を持つている者(就業しなかつた期間による方法)

イ 就業しなかつた期間が一ヶ月未満(すなわち一ヶ月未満の不就業)のときは就業とする。

ロ 就業しなかつた期間が一ヶ月以上(すなわち一ヶ月以上の不就業)のときは失業とする。

(3)同時に2種以上の仕事に就業の場合は、就業時間数の多い方を優先せしめる。

#### 9 職業及び産業

##### (1) 調査方法について

次に職業及び産業の調査方法について述べてみよう。

もちろんこれは國勢調査、すなわち人口調査の場合における職業及び産業の調査についての説明であることを附記しておく。

今回の國勢調査では、調査方法の上で從来とは相當異つてゐる點が注目される。新しく連記票式の調査票が使用されたことや、調査員が各世帯を巡回して質問記入する他計主義が採用されるとか、その他職業及び産業の分類が從来と全く變つた基礎の上に行われたのも、この調査の範囲を正確に把握し最も有効な結果を得ようとするためのものであつた。この新しい調査方法が採用されたために、これによつて適正且効率的な調査が実施せられたことはいうまでもなく、調査結果は從来のそれに比し改善され又正確さも一層大となり、國際的比較の上からも非常に効果的となつたのである。

さて、今回の調査ではいろいろ複雑な事項を調査したのであるが、その調査事項のうちで、調査員が最も苦労

したと思われる点は、何といつても前に述べた調査の範囲を把握すること、職業及び産業の調査の仕方、記入の仕方であつたようである。

従来の國勢調査でも、職業及び産業の調査は最も難しく、また骨の折れることで、いつも苦勞の種であつた。今回の國勢調査の調査票では、職業及び産業の用語はどこにも使われていない。しかし18欄にくむ仕事の種類19欄に「事業の種類」というタイトルがあるが、この仕事の種類がすなわち復來の職業のことであり、また事業の種類が従來の産業のことであることに何等変りはないのである。

従来の國勢調査では、國勢調査員に分類表を與え、申告が分類のどの項目に当るかをみきわめさせて、その該當項目を調査表に記入させる、いわゆる當てはめ申告の方法によつて、職業及び産業を調査したのである。ところが今回の調査では、前述の當てはめ申告の方法によつて、職業及び産業を調査するのではなく、職業分類表及び産業分類表は、調査員、指導員はもちろん群島政府、市町村にも配布せず、あくまでも調査員をして答申者に質問させ事實ありのまゝを記入させ、産業分類及び職業分類はその記入に基いて、統計局で中央集査の方法によつて行われたのである。

## (2) 職業分類及び産業分類について

職業分類及び産業分類を国際的な規準によるようにすることは、調査結果の国際的比較を可能なくしめるとともに、わが琉球の調査資料を相互に比較する上からも極めて重要である。そこで國勢調査の職業分類及び産業分類としては日本の分類がそのまま適用されたのである。

ことに注目されることは、この分類によつて行つた調査結果について全鏡的な統一性を持たせるために、この分類による各人の格付は琉球民政本部の指示によつて、一切統計局で行い、群島政府、市町村或は調査員はこれを行わないということであつた。

## 10 審査方法及び集計方法

今回の國勢調査は、いろいろ複雑な事項が調査されるので中央から地方の最末端に亘るまで徹底して、全琉球一的な調査が実施されなければならない。

いかに合理的に設計され、周到な計画を行おうとしても、實際調査に從事する調査員までこれが徹底しなかつたり、又はその徹底が部分的であつたり、或は充分に内容が理解されなかつたりしては調査の統一性が失われて、國勢調査の目的を達成するということは極めて困難であらう。

そこで今回の調査では地方機關特に群島政府が調査票の内容審査を厳重に行うという方法を探らないで、全琉球的に統一された結果が得られるように地方から中央に集つた調査票は、中央集査という盡期的な審査方法によつて慎重な審査が行われたのである。

群島政府、市町村の國勢調査について行う最も重要な職務は、この調査の対象となる答申義務者に完全な申告をさせることであつて、原則として群島政府、市町村において調査票の記入内容の審査を行わないことにしたのである。

なほ集計製表に関しては手集計の方法が用いられたということだけに止め、詳しいことは省略する。

## 11 調査票の秘密の保護

國勢調査は各人の一身上の秘密にわたる事柄が明記されるものであるだけに、答申者が正確な答申をするよう此の協力を得ることは、なかなか容易なことではないのである。

ことに統計調査に対する一般的認識が低い上に、税金等の決定について個々の調査票を使用されるのではないかとの懸念から抜けきれない時期においては、答申を徵稅關係に使用されたり、配給の割当や、その他に利用されるということを恐れて、ややもすれば虚偽の答申をなさんとする傾向が強く、とかく正確なる調査結果が得られ難いのである。

斯くては統計の眞實性が確保されないばかりか、この盡期的な調査を充實した結果が得られず全く徒勞に終つてしまふことはあきらかである。

故に軍政府布令第25号には、この調査に從事する者が調査上知り得た個人の秘密を他に漏らしたり、税金の賦課、犯罪捜査等答申者の利害に関するような目的に絶対に使用してならないことを定め、調査票に記入された事項については、あくまでも秘密が守られこれに違反するときは嚴重に处罚せられるよう規定されている。

## 1950年國勢調査結果概要

1950年12月1日に行われた1950年國勢調査は、わが琉球の戦後人口の全貌を知る唯一の實際的な調査資料として、その結果の発表については、大いに期待され又要望されていたのである。

今回その調査結果について琉球民政本部より公表されたので、ここに許された範囲内での発表をなし、関係者の利用に供することにした。

### 1 公表の範囲

以下琉球民政本部企畫統計課の承認を得て、全琉球の集計結果について公表する。

琉球列島における1950年國勢調査結果のうち人口概数については、さきに917,400人と発表されたのであるが、今回の公表は人口に限らず就業状態、産業及び職業、文筆能力、住宅関係、引揚者関係などあらゆる調査項目にわたつている。

調査結果は、全琉球、群島別に分類して取まとめられたのであるが、この分類による結果数字については、市町村別は一部に止めた。また主要項については男女別に掲げ、その他は総数についてのみ公表し、男女別、年令別に及んでいない。

### 2 報告内容についての注意

統計表の利用に当つては、次に掲げる諸点に留意されたい。

- (1) 今回の國勢調査の人口は、各人を調査時にその人が現在していた世帯で調査した現在人口である。
- (2) 本表の人口は、すべて調査票から直接數え上げた確定数であるから、さきに発表された概数とは必ずしも一致しない。

人口概数は、すなわち市町村において國勢調査員によつて調査された照査票より集計した市町村要計表を基礎

## B 本籍又は國籍別人口

1950年12月1日現在

本籍又は國籍	總數	男	女
總計	914,937	429,432	485,505
琉球有する者	906,854	425,175	481,679
沖繩群島に本籍を有する者	572,001	233,350	305,651
奄美群島に本籍を有する者	217,797	102,014	115,753
宮古群島に本籍を有する者	79,297	33,230	41,007
八重山群島に本籍を有する者	37,759	18,491	19,268
日本外人	6,352	3,327	3,025
総数	1,731	930	801
比島人	81	43	38
中國人	80	63	17
朝鮮人	29	23	6
アメリカ合衆国人	73	34	39
南米人	120	65	54
その他	1,348	761	647

(註) 外國人のうちには、連合軍關係と外交關係の人々は含まれていない。

## 4 國勢調査人口について前回との比較

次に琉球における既往の調査結果と比較すれば下表の通りであつて、全琉球の人口は917,875人となつてゐるが、これは1940年に行われた國勢調査に依る人口759,638人に比較して20.8%の増加である

## 2 群島別人口の推移

(1920-1950年)

群島	1920年 (大正9年)	1925年 (同14年)	1930年 (昭和5年)	1935年 (同10年)	1940年 (同15年)	1944年 (同19年)	1950年 (同25年)
全琉球	785,421	764,874	785,294	797,134	759,633	773,818	917,875
沖繩群島	486,411	465,981	482,691	492,626	475,763	491,912	580,223
奄美群島	213,849	207,252	207,785	204,640	185,059	183,554	219,048
宮古群島	53,098	57,566	61,367	65,761	64,413	63,416	74,618
八重山群島	32,063	34,075	33,451	34,107	34,395	34,936	43,986

(註) 1、本表の数字は、いづれも現在地主義によるものであつて、1940年以前は10月1日、1944年は2月22日、1950年は12月1日の現在人口である。

2、1940年の人口は、軍人、軍属を含む。

3、1944年の人口は、軍人、軍属、及び外國人を除く。

4、1950年の人口には、外國人(連合國軍及び外交關係を除く)及び対日講和條約の規定により1951年1月5日、日本に歸屬した奄美群島十島村の人口(2938人)は含んでいない。

にして算出したもので、従つて数字の上に多少の異動があるから使用されるときは特に注意されるよう申添えておく。

(3) 本表の結果数字には外國人も含んでいるが、連合國軍の將兵、連合國軍に附屬し又は隨伴する者、琉球列島米民政長官の承認した使節團及び外國政府の公務を帯びて琉球に駐在する者並びにこれらの者の家族は含んでいない。

## 3 國勢調査確定人口

1950年12月1日午前零時現在で調査された1950年國勢調査の結果、全琉球の人口總數は別表のように914,937人と發表された。

今回の國勢調査の人口には、第二次世界大戦後海外から引揚げてきた176,762人をふくみ、又主に米國の地区工作隊(ディストリツク、エンジニア)管下のいわゆる軍工事を請負つている日本土建業者の技術雇用者6,352人の日本人と、フィリピン、中国、朝鮮、南米等の各国から来ている外国人1,731名が含まれている。

但し外国人のうち米國軍人、軍属やそれら者の家族及びその他占領軍關係者等は含まれていない。

1940年12月1日に行われた國勢調査から今回の調査の時まで、10年2ヶ月間に増加した琉球の人口は158,237人(20.8%)に及んでおり、この前に行われた1944年2月22日の人口調査からは約6年9ヶ月の間に144,057人すなわち19%近く増えたことになる。

琉球住民(琉球に本籍を有する者)の人口は、1940年10月1日現在で軍人、軍属をふくみ742,172人であつた。1950年12月1月現在に依れば、906,854人で前回の國勢調査より22%の増加となつてゐる。

## 1 人 口 總 括

## A 群島別及び男女別人口

1950年12月1日現在

群島	人	口	總數を100とした比率(%)	男100に対する女	世帯數	一世帯當り人	平均
群島	總數	男	女				
全琉球	914,937	429,432	485,505	100.0	113	152,304	4.59
沖繩群島	580,223	271,450	308,773	63.4	114	85,398	4.62
奄美群島	216,110	100,524	115,586	23.6	115	46,553	4.35
宮古群島	74,618	35,652	38,966	8.2	109	12,122	5.28
八重山群島	43,986	21,803	22,180	4.8	102	8,231	4.73

(註) 1、世帯數及び一世帯當り平均人員は、普通世帯についての数字を示す。

2、本表の数字には、對日講和條約の規定により1951年12月5日、日本に歸屬した奄美群島十島村の人口(2938人)は含んでいない。

年12月5日、日本に歸属した奄美群島の十島村(2,938人)を含んでいる。

次の表は、現在琉球列島を構成している地域においてこれまで5年毎に実施されてきた國勢調査の結果資料より摘要したものである。以下各項目につき較前の統計数字を掲げ参考に供する。

### 3 行政区割別人口

1920年-1944年

調査年次	全琉球	沖縄縣	鹿兒島縣大島郡
1920年	785,421	571,572	213,849
1925年	764,874	557,622	207,252
1930年	785,294	577,509	207,785
1935年	797,134	592,494	204,640
1940年	759,638	574,579	185,059
1944年	773,818	590,264	183,554

(註) 1920年-1940年は、軍人、軍屬および外國人を含み、1944年には軍人、軍屬及び外國人を除外している。

なお前2回の國勢調査における人口を琉球住民につき比較すれば次の通りであつて人口は逐年増加している。  
下表の如く1940年より1950年迄の約そ10ヶ年の間において琉球住民は742,172人より906,854人すなわち164,682人と著しく増加している。

### 4 群島別琉球住民人口

調査年次	全琉球	沖縄群島	奄美群島	宮古島群	八重山群島
1940年	742,172	465,670	179,592	63,322	33,588
1944年	773,818	491,912	183,554	63,416	34,936
1950年	906,854	572,001	217,797	79,297	37,759

(註) 1940年-1944年の人口は、軍人、軍屬及び外國人を除き、外地人を含んでいる。1950年の人口は琉球に本籍を有する者の総数で、その中には奄美群島十島村の人口(2,938人)を含む。

### 全琉球

### 5 國勢調査人口の累年比較

(1920年-1950年)

調査年次	面積(方糸)	人口	一方杆當り前回調査に比し増減(△或△減)	實數	比率(%)
1920年	3,677	785,421	214	.....	.....
1925年	3,677	764,874	208	△20,547	△2.6
1930年	3,677	785,294	214	20,420	2.7
1935年	3,677	797,134	217	11,840	1.5
1940年	3,677	759,638	207	△37,496	△4.7
1944年	3,677	773,818	210	14,180	1.9
1950年	3,677	917,875	250	144,057	18.6

(註) 1、1940年の人口は軍人、軍屬(17,377)外地人(1,094)及び外國人(89)を含む

2、1944年の人口は軍人軍屬および外國人を除く

3、本表の人口および面積には奄美群島十島村を含んでいる

上の表において明らかのように、1940年の國勢調査にくらべると人口は158,237人増加し、一方杆當りの人口は1940年の207人からみると人口の著増に伴い250人に大巾な増加となつている。

戦後琉球列島の人口は急激な増加を示しているが、この増加は自然増加(出生と死亡との差)のみによつて生じたものと断定することはできない。人口の流入と流出との差すなわち社会的増加も計算に入れなければならない。今にわかに結論は下せないにしても、前回の國勢調査の結果に、人口動態から得られる毎年の自然増加および復員引揚、海外渡航者数並びに今次沖縄戦の犠牲者(學童を入れて殆んど20万人に近いと推定される)など考慮に入れなければ比較はできないのである。

國勢調査人口につき1940年センサスとの比較は前述の通りであつて、戦後人口の増加は自然増加が著しかつたことにも原因していたであろうが、主として日本および海外各地域よりの復員引揚者に起因するものと考られる

日本よりの大規模な引揚者送還計画は1946年8月15日より始まり1950年12月迄には實質的に完了したのである。1940年国勢調査當時における海外在留の琉球人については正確なる資料が得られないが、88,324人以上の沖縄人が日本(各府縣)に在住していたようである。

終戦時における在外琉球人は40万内外であつたといわれている。その中1950年11月末日までに歸郷せる者(約18万人と概算される)がこの調査に含まれている、人口の増加は自然増加及び社会増加によつてもたらされたものであるが、やはり増加したもの大部分は復員並びに引揚者であつて、引揚者の影響などによる人口の著増が如實に示されている。

### 6 人口の流入及び流出

(1946~1950年)

全琉球		△復員及び引揚者					
年次	総数	日本	台 湾	米 国	ペル	ハワイ	その他
1946年	112,014	103,637	7,627	431	-	-	319
1947年	7,738	7,676	62	-	-	-	-
1948年	2,607	2,607	-	-	-	-	-
1946年	1,585	1,558	-	23	4	-	-
1950年	856	838	-	5	10	-	3

### B 移 民

年次	総数	日本	米 国	アルゼンチン	その他
1946年	4,565	4,566	-	-	-
1947年	3,265	3,186	79	-	-
1948年	1,026	889	104	33	-
1946年	782	491	59	117	115
1950年	612	264	1	303	44

- (註) 1、集団引揚は1946年8月に始まり1949年まで行われた。終戦直後より1946年8月に至る数字は所要資料の欠如、散逸、不備などのために収録できなかつた。此の期間において琉球への復員引揚者は約30,000人で、琉球よりの引揚者(軍人軍属を除く)は200人以内と推定される。
- 2、日本よりの復員引揚者の中には、朝鮮、滿州、中國、シベリア等より日本々土を経由して引揚げた者を含んでゐる。
- 3、1946年8月1950年12月の日本への引揚者及び移民には一時とう留者及び商人、土建業者並びにこれらの者の雇用者のような非永住者も含まれている。

全琉球についてみれば1920年10月1日より1940年10月1日まで、丁度20ヶ年間にあひては、現在人口は比較的安定した数字を示しているが、次の表に見るように1920年にくらべると25,783人も減少している。人口の減少は、内容的に見れば自然的増加よりも社会的減少の方が遙かに上回つてゐる傾向がうかがわれるが、これは主として日本々土はもとより、外地、或いは海外各地域への移住による人口の著減が如實に示されている。

#### 7. 1920年-1940年の人口増加とその割合

	1920年 (大正9年)	1940年 (昭和15年)	1920年國勢調査に比し人口の増減(△減)	
			質	比率(%)
全琉球	785,421	759,638	△25,783	△ 3.3
沖縄群島	486,441	475,766	△10,645	△ 2.2
奄美群島	213,849	185,059	△28,790	△ 13.5
宮古群島	53,093	64,418	11,320	21.3
八重山群島	32,063	34,395	2,332	7.3

次に之を各群島に就て見れば減少率の最も大きいのは奄美群島の13.5%で、沖縄群島では2.2%の減少を示している。八重山群島ではむしろ7.3%の増加を示し、又宮古群島ではその傾向が極めて大きく21%以上の増加を示している。1944年2月22日行なわれた人口調査にくらべると総人口は144,057人(19%)増加している。但しこの比較は、1944年の人口調査が、調査範囲や調査項目などの定義において、他の國勢調査と同一規準になつていないので、これら結果数字の相互間の比較は多少の無理を伴うため、質質的な増加については細部にわたり検討する必要があるが、人口の推移の大勢を知るには差支えないと思われる所以、そのまま掲げる事にした。なおこの調査は1944年2月22日すなわち沖縄戦の始まる1ヶ年前に行なわれたものであつて、この調査の目的は日本政府が人的總動員体制を企畫するという軍事上重大な活動を遂行する上に必要な軍務および軍労務に関する資料を整備することにあつた。

今次大戦において物的損失もさることながら、人口も未曾有の大打撃を蒙つて多數の死傷者を出し終戦までの被没者は16万5千余と概算されている。

戦時中わが琉球の人口は如何なる推移を辿つたであろうか。1944年(昭和19年)を最後としてその後の人口事情は公表されていない。現在判明しているのは1944年までであつて、それ故に終戦前後における人口事情はなおこれを知

悉くのことの出来ないのは甚だ遺憾である。

わが琉球の人口は1944年に 773,818人であつたが、1950年には 917,875人に達し、この6ヶ年間に14万余の増加があつたわけである。しかし1944年の人口と1950年の人口とはその構成内容に極めて大なる差異があることを注意しなければならない。

#### 8 群島別人口 1940年-1944年

群島	1940年10月1日		1944年2月22日	
	人口	比率	人口	比率
全琉球	742,172	100.0	773,818	100.0
沖縄群島	465,670	62.8	491,912	63.6
奄美群島	179,592	24.2	183,554	23.7
宮古群島	63,322	8.5	63,416	8.2
八重山群島	33,588	4.5	34,936	4.5

(註)

2、1944年の人口は軍人及び外國人並びに洞務所総化院等特殊施設に收容されている者 216名(男 201、女 15)を除き外地人を含んでいる。

3、1940年の人口は、軍人、軍属(17,377)及び外國人(89)を除き、外地人(1,094)を含んでいる。

4、本表の人口には、奄美群島十島村を含む。

#### 9 主要島しょ別人口 1940年-1944年

群島	1940年10月1日			1944年2月22日		
	総数	男	女	総数	男	女
全琉球	759,638 (742,172)	355,914 (338,502)	403,724 (403,670)	773,818	345,402	428,416
沖縄群島	475,766 (465,670)	222,564 (212,517)	253,202 (253,153)	491,912	219,585	272,327
沖縄本島	435,681	202,874	232,807	449,158	199,126	250,032
久米島	13,414	6,686	6,728	13,755	6,479	7,276
渡嘉敷島	3,725	1,777	1,948	4,171	1,914	2,257
粟國島	2,768	1,270	1,498	2,802	1,277	1,525
渡名喜島	945	388	557	1,130	497	633
伊平屋島	6,362	2,956	3,406	7,157	3,284	3,891
伊江島	6,816	3,206	3,610	7,489	3,567	3,922
鳥島	211	128	83	232	115	117
大東島	5,844	3,279	2,555	6,000	3,326	2,674
奄美群島	185,059 (179,592)	85,234 (79,768)	99,825 (99,824)	183,554	80,073	103,481
大島本島	91,484	42,047	49,437	89,411	33,567	50,844
喜界島	18,184	7,510	10,674	17,810	7,110	10,700
徳之島	40,951	19,532	21,419	42,691	19,861	22,830
沖永良部島	22,987	10,763	12,341	22,202	9,564	12,638
與論島	7,889	3,715	4,174	7,904	3,357	4,547
十島	3,564	1,757	1,807	3,536	1,614	1,922

宮古群島	64,418 (63,322)	30,629 (29,533)	33,789 (33,789)	63,416	28,944	34,472
宮古島	52,333	24,920	27,413	50,799	23,188	27,611
伊良部島	8,453	4,004	4,449	9,027	4,120	4,907
多良間島	3,632	1,705	1,927	3,590	1,636	1,954
八重山群島	34,395 (33,588)	17,487 (16,684)	16,908 (16,904)	34,936	16,800	18,161
石垣島	20,837	10,432	10,405	21,818	10,439	11,379
西表島	8,978	4,787	4,191	8,615	4,302	4,313
與那國島	4,580	2,268	2,312	4,503	2,059	2,444

(註) 1、伊平屋島の人口には伊平屋、伊是名両村の人口を含む。

2、括弧内の数字は軍人及び外國人を除いた人口である

## 5 琉球の人口構成

10年令階級別人口 1950年12月1日現在

年令階級	全琉球	沖縄群島に本籍を有する者	奄美群島に本籍を有する者	宮古群島に本籍を有する者	八重山群島に本籍を有する者
総 数	906,854	572,001	217,797	79,297	37,759
5才未満	144,334	94,710	29,906	12,930	6,788
5—9才	100,851	64,142	23,188	9,457	4,064
10—14才	110,352	71,689	24,526	9,536	4,601
15—19才	100,790	64,103	23,516	8,943	4,228
20—24才	78,181	48,530	18,948	7,223	3,480
25—29才	60,503	37,379	14,929	5,473	2,722
30—34才	51,600	32,660	12,452	4,293	2,175
35—39才	46,397	28,974	11,195	4,245	1,983
40—44才	42,042	25,414	10,785	4,082	1,761
45—49才	37,444	23,204	9,470	3,228	1,542
50—54才	32,476	20,012	8,366	2,806	1,292
55—59才	30,808	18,599	8,734	2,373	1,102
60—64才	25,316	15,203	7,518	1,842	753
65—69才	19,116	11,418	5,824	1,320	554
70才以上	26,644	15,954	8,410	1,556	

(註) 本表の人口は琉球に本籍を有する者についてのみ示す。

上の表において明らかに見られるように、戦時の出生率は急激な減少を示している。この期間に生れた子供、すなわち国勢調査当時5—9才の幼児数は僅かに100,851人すぎない。これによつて戦争がわが琉球の人口及び出生率に及ぼした影響が實に深刻なものであつたことが判る。

又1才未満の人口は36,299人で、これらの乳児が15—44才までの妊娠可能な女子により琉球列島内で出産されたものと仮定するならば、國勢調査当時の出生率は妊娠可能な女子1,000人に付341人となる。ところで國勢調査において集計された36,299人の乳児人口の中には、琉球列島外で生まれ、1950年11月30日までに引揚げた者で、調査當時琉球列島内に現在した者も含まれている。しかしながら自然増加要因のうち出生は主として女子の年令別人口（これは妊娠年令のみを考えればよい）と、年令別妊娠率によつて定まり、實際問題としてはこれらの人口は上記の出生率にそれ程影響を及ぼすものでないと思われる。そこで同じ假定の下に1940年における出生率は妊娠可能な女子1,000人に付201人であつた。

人口構成上特に注目される点は、琉球の人口が若い人々によつてその大部分を占められているということである。

1950年12月1日現在によれば、全琉人口の約三分の二(65.6%)は30才以下で、中間年令は米國の30才に対して琉球では20才よりやや下廻つている。

琉球住民の平均年令が概して低いこと、すなわち若い人々が人口の大部分を占めているということは、現在の出生率及び死亡率と密接な関係があるようである。國勢調査人口における男女比について見れば、琉球では過去の調査でもそうであつたが、次の表に見るよう1950年の調査でもやはり男100人に対し女113人となつていて、女子が男子よりも多いということは琉球人口の特徴として注目されるところである。女子の人口は総人口の53%に當る485,505人で、その中には64,513人の寡婦が含まれており、その大部分が今次大戦で夫を喪つた人々である。

次に成人人口について見れば、20才以上人口は450,527人(内男194,387人、女256,140人)で男女性比は男子100人に対する女子132人と何れの場合でも女子の割合が多く、人口構成における女子の高率を物語つている。

前2回のセンサスにおける男女別人口につき比較すれば、1940年において其の比は男子100人に対する女子113人であつたが、1944年においては軍関係が調査から除外されているのと、男子人口の島外流失の結果、男子100人に対する女子122人と増加している。1950年の國勢調査では男子100人に対する女子113人で1940年と同率となつている。

## 6 出生率及び死亡率

現在一年間の出生率は人口1,000人に付35人で、死亡率は人口1,000人に対して8人となつてゐる。戦後米國の援助や指導により保健、公衆衛生面が著しく改善され、その結果死亡率がうんと低くなつたのである。すなわちこれは衛生思想の進歩發達と徹底が最も大きな原因と思われるが、今一つの原因として今日のように主食の配給制度においては、ややもすれば届出を遅らせ又は届出でない場合が多いようであつて、必ずしも適確に行われなかつたということもあつたと考えられる。従つて人口動態調査が事実上正確に調べられないことも幾らか影響していると見ていいだろう。しかしその影響はそれ程大きなものでなく、むしろそれよりも30才以下の人々が人口の過半数を占めていることや、官民の協力によつて保健衛生面の改善充実に絶えず努力がなされてきたので死亡率も低下の傾向を辿つてゐるといえよう。

11 群島別男女人口比

群島	男		女		男100に対する女
	総数	計	男	女	
1950年12月1日現在					
全琉球	914,937	100.0	429,432	485,505	113
沖縄群島	580,223	63.4	271,450	308,773	114
奄美群島	216,110	23.6	100,524	115,586	115
宮古群島	74,618	8.2	35,652	38,966	109
八重山群島	43,986	4.8	21,806	22,180	102
1944年2月22日現在					
全琉球	773,818	100.0	345,402	428,416	124
沖縄群島	491,912	63.6	219,585	272,327	124
奄美群島	183,554	23.7	80,073	103,481	129
宮古群島	63,416	8.2	28,944	34,472	119
八重山群島	34,936	4.5	16,800	18,136	108
1940年10月1日現在					
全琉球	759,638	100.0	355,914	403,724	113
沖縄群島	475,766	62.6	222,564	253,202	113
奄美群島	185,059	24.4	85,234	99,825	117
宮古群島	64,418	8.5	30,629	33,789	110
八重山群島	34,395	4.5	17,487	16,908	97

(註) 1、1940年—1944年の資料は極東軍總司令部1950年5月發行の“琉球列島戰前人口及び雇用”による。

但し本表の人口には、対日講和條約規定により1951年12月5日、日本に歸屬した十島村の人口を含んでいる。1944年 3,536人(男1,614 女1,922) 1940年 3,564人(男1,757 女1,807)

2、1940年の人口は、軍人(17,377人)及び外國人(89人)を含む。

3、1944年の人口に、軍人及び外國人を含まない。

4、1950年の數字は、十島村の人口及び外國人のうち連合國軍關係と外交關係の人々は除かれている。

#### 7、人口密度

産業の振興、經濟の安定等が強く要請されつゝある現下の情勢の中において、これらの問題の一環として琉球列島における人口過剰は相當深刻な問題であるだけに注目されるところである。

例えば1940年には1平方哩につき588人というちゆう密な人口密度を示している。これは日本本土の 529人、アメリカ44人に比べて遙かに高率である。戦後の琉球人口は、引揚者(1950年12月1日までに176,762人)の受入れに伴つて急激なる人口増加を見るに至り、わが琉球の人口の問題を更に深刻ならしめている。

次の表について見れば生産可能地に對比して人口密度の高いことを示している。

12 人口密度

1950年12月1日現在

土地の種類	土地面積		単位面積當り人口		人口一人に付土地面積 エーカー
	平方哩	エーカー	平方哩	エーカー	
総 数	1,291	826,333	.709	1.1	0.90
耕作可能地	417	266,922	2,194	3.4	0.29
耕地	228	145,647	4,013	6.3	0.16
田	33	24,010	24,077	38.1	0.03

(註) 1950年國勢調査確定人口914,937人を基礎にして算出した。

但し総人口の中には対日講和條約の規定により日本に歸屬した奄美群島十島村の人口(2,938人)は含んでいない。

これによると耕地面積に対する人口密度は人口一人に付 0.16エーカーであり、今これを人口過剰の面で同じような状態にある日本と比べて見ると、日本では 0.15エーカーであつて、ほぼ相等しい数字を示している。ところで琉球の水田面積は全耕地面積の16%であるが、日本においては実にその55%が水田で、高度の生産的様相を示している。従つて経済的な意味における人口密度は、却つて琉球の方が遙かに高いと云えよう。

次に歐米諸國における1935—1937年の一人當りの耕地面積(畠)を掲げ参考に供する。

米合衆国、カナダ 3.5エーカー ロシヤ 1.9エーカー ヨーロッパ(ロシヤを除く) 1.0エーカーで  
アジア(ロシヤを除く)は 0.7エーカーとなつてゐる。

なお群島別の対耕地面積人口密度を見ると、各群島間に相当の開きがあることが分かる。

下記の表は1950年の人口密度を1940年と比較したものである。

13 群島別対耕地面積人口密度

(一平方哩當り)

群島	総面積に対する人口		耕地面積に対する人口	
	1950年	1940年	1950年	1940年
全琉球	709	588	2,194	1,821
沖縄群島	1,070	878	2,901	2,379
奄美群島	527	451	2,316	1,988
宮古群島	899	776	1,265	1,092
八重山群島	171	133	679	531

今回の國勢調査によると約9,000人の人々が奄美、宮古、八重山群島より沖縄群島に移住している。これらの寄留者うち大多數(5,106人)が奄美群島に本籍を有する者である。

沖縄群島に次いで寄留人の比較的多いのは八重山群島であつて、そこには人口密度の高い土地より低い土地への人

人口移動を促進せんとする政府の企画と援助によつて、沖縄群島より3,105人又宮古群島より3,057人が移住しているところが八重山群島は面積において琉球面積の20%、人口においては僅かに5%を占めているが、その耕地面積は41,514エーカーで土地面積の25%に過ぎないためにこの地域への移住は將來成る程度制限されるものと考えられる。

#### 14 人口密度

群 島	土地面積 (方秆)	1950年(昭和25年)		1940年(昭和15年)	
		人 口	密 度	人 口	密 度
全 琉 球	3677.24	917,875	250	759,638	207
沖縄群島	1500.69	580,223	387	475,766	317
奄美群島	1289.00	219,048	170	185,059	144
宮古群島	250.01	74,618	298	64,418	258
八重山群島	637.54	43,986	69	34,395	54

(註) 1、面積は参考本部陸地測量部の5万分の1の地形上における1940年1月26日の調査を基礎にして算出したものである。

2、沖縄群島の面積は、硫黄島(2方秆)を含んだ数字である。

3、奄美群島の面積には、十島村(18.39方秆)を含む

4、人口密度は、群島別面積をもつて算出された1方秆当りの人口である。

上の表で見るように全人口の半分以上(58%)の580,223人は総面積の35%を占める沖縄群島に集中しているが、これは戦後復員引揚者等の受入れで総人口が著しく膨張したことにも原因しているが、その他軍工事及び進駐軍関係の労務需用が高まるにつれて他群島、特に奄美群島より相当数の人口が沖縄本島に移住しているというようなことが考えられる。沖縄の場合は、進駐軍関係の従業者の割合が多く、産業構造上における軍労務の経済的重要性を物語ついている。

沖縄本島では、その3分の2に相當する人口が中部及び南部地区に集中している。すなわち中部及び南部には琉球の首都である那覇市を始め首里、石川の二市、二町(糸満、奥那原)及び26村があり、又軍施設及び軍部隊も殆んどこの地域に所在している。

そして40万以上の人口がこの地区(268平方哩)の中に居住している。一方人口においてその3分の1以下、すなわち125,059人が北部地区(186平方哩)に住んでいる。更にこれを人口密度について比較すれば中部及び南部地区は1平方哩當り2,192人であり、これに対し北部地区は僅かに467人であつて著しい差異が認められる。

全琉球の市部及び町村部の人口割合は次表の通りである。

#### 15 市部、町村部別人口及び割合

群 島	總 数		市 部		町 村 部		市部及び町村部の割合(%)	
	市町村數	人 口	市 の 数	人 口	町村の數	人 口	市	町村
1950年12月1日現在								
全 琉 球	87	917,875	6	162,332	81	755,543	17.69	82.31

沖縄群島	56	580,223	3	82,593	53	497,630	14.23	85.77
奄美群島	21	219,048	1	28,970	20	190,078	13.23	86.77
宮古群島	6	74,618	1	30,897	5	43,721	41.41	58.59
八重山群島	4	43,986	1	19,872	3	24,114	45.18	54.82

1940年10月1日現在								
全琉球	78	759,638	2	83,302	76	676,336	10.96	89.03
沖縄群島	48	475,766	2	83,302	46	392,464	17.51	82.49
奄美群島	21	185,059	—	—	21	185,059	—	100.0
宮古群島	5	64,418	—	—	5	64,418	—	100.0
八重山群島	4	34,395	—	—	4	34,395	—	100.0

(註) この表の数字には奄美群島十島村の人口(1950年—2,938人、1940年—3,564人)を含む。

上の表において見るように、市部の割合が著しく増加を示している。これは戦後市の数が増えたことにも原因するが、戦後人口の増加したものは大部分が引揚及び疎開人口の復歸によるものであるが、その他農村人口の都市集中の傾向がうかがわれる。

#### 16 人口一万人以上の市町村人口

1950年12月1日現在

市町村(群島)	人 口	市町村(群島)	人 口	市町村(群島)	人 口
那覇市(沖縄)	44,790	読谷村(沖縄)	16,574	小祿村(沖縄)	12,923
具志川村(同)	32,369	城邊村(宮古)	16,514	龜津町(奄美)	12,435
眞和志村(同)	30,935	與那城村(沖縄)	16,197	笠利村(同)	12,083
平良市(宮古)	30,897	美里村(同)	16,120	國頭村(沖縄)	12,000
名瀬市(奄美)	28,970	宜野灣村(同)	15,930	古仁屋町(奄美)	11,987
本部町(沖縄)	21,010	今歸仁村(同)	15,398	浦添村(沖縄)	11,910
首里市(同)	20,014	知名町(奄美)	15,049	伊良部村(宮古)	11,433
石垣市(八重山)	19,872	名護町(沖縄)	14,842	羽地村(沖縄)	11,122
越来村(沖縄)	18,431	糸満町(同)	14,835	勝連村(同)	11,012
石川市(同)	17,789	和泊町(奄美)	13,259	喜界町(奄美)	10,999
伊仙村(奄美)	17,716	天城村(同)	13,043	東天城村(同)	10,140

#### 8 労働力人口

琉球の労働力は比較的豊富である。すなわち労働力人口は、1950年12月1日現在において400,514人で、総人口(琉球に本籍を有する者の総数)のおよそ44%に當り、しかも14才以上人口の77%を占めている。労働力人口の男女別割合は、男220,954人に対し、女191,890人でほぼ相半ばする数字を示している。就業状態について見れば、労働力人口の殆どすべてが就業者であつて、ほく少數の者(5,851人)が休業者で

ある。

又農業者は極めて僅少であつて、1,413人で過ぎない。そして就業者の65%が農業、3%が林業及び水産業に従事している。次の表に見るように、沖縄群島の労働力人口は235,375人で、全琉労働力人口の59%に當り、全琉球の農業、林業及び水産業以外のいわゆる非農業に従事している就業者数の80%近くは沖縄群島において働いている。全琉球について見れば、農業、林業及び水産業の割合が多く、産業構造上における農業の重要性を物語つている。又住民の経済生活の源泉として商工業に比べて農業が相対的に極めて重要な位置を占めていることがわかる。

次に農業、林業及び水産業以外のいわゆる非農業に従事している者の分布は下記の通りである。

中央政府、群島政府及び市町村役所に勤務している者	5%
進駐軍關係の雇傭者	9%
卸賣及び小資本業	6%
サービス業	4%
土木建築請負業	3%
製造業	3%
その他	3%

## 17 農業、非農業別勞動力人口

1950年12月1日現在

	總 數	農業、林業、水産業		その他の産業	
		人 口	比率 (%)	人 口	比率 (%)
全琉球	399,082	270,013	67.6	129,069	32.4
沖縄群島	235,375	132,343	56.2	103,032	43.8
奄美群島	109,510	94,331	86.1	15,179	13.9
宮古群島	35,997	30,549	84.8	5,448	15.2
八重山群島	18,200	12,790	70.8	5,410	29.3

9 非勞動力人口

本調査の結果、非労働力人口は172,483人で、その中には調査週間に収入のある仕事をしなかつた人で、仕事を持つておらず、しかも仕事を探さなかつた人、例えば家庭に於ける主婦などの如く専ら家事に従事していた者、學生、生徒、病氣、老年、不具及び疾等のため働くことのできなかつた者、その他働く必要のない者、刑務所の收容者、特殊病院の入院患者が含まれている。

### 18 非勞動力人口 (10歲以上)

1952年12月1日現在

	人 口	比 率 (%)
總 數	173,283	100.0
家 事	90,488	52.2
通 學	41,618	24.0

就労 不能	34,400	19.9
その他 及び不詳	6,777	3.9

10 文筆能力

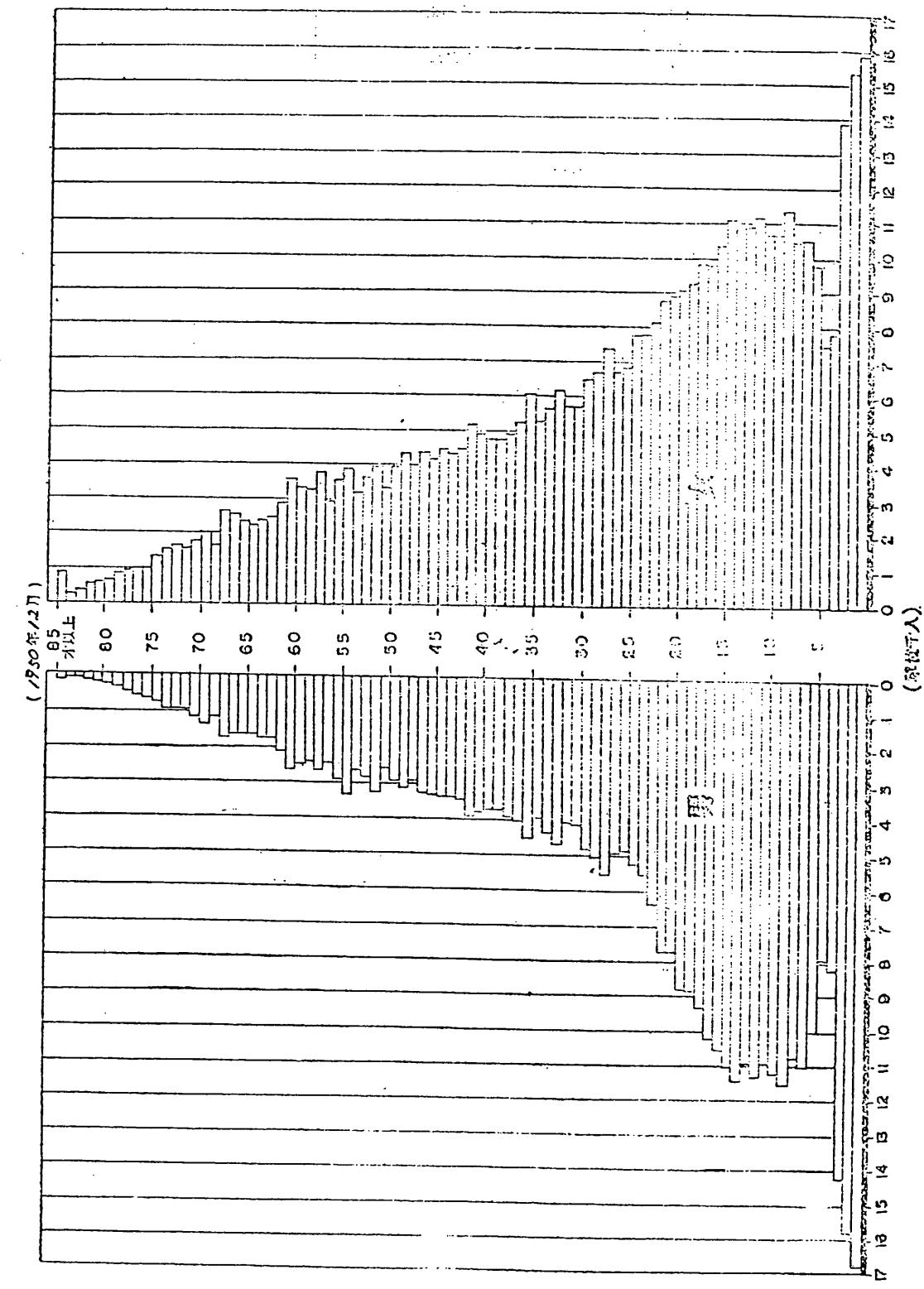
琉球における文筆不能力者、すなわち10才以上の者のうち読み書きのできない者は 171,859人で、これは10才以上人口 661,669人の4分の1(26%)で、全琉人口の19%に當る。

又女子の文筆不能力者は 113,854人で、男子文筆不能力者 58,005人に比較すれば約二倍の高率を示している。50才以上の文筆不能力者は全文筆不能力者の53%となつてゐる。そこで50才以上の文筆不能力者を除外して考える  
とすれば、その割は10才上人口の19%、つまり全琉人口の9%が読み書きができないということになる。

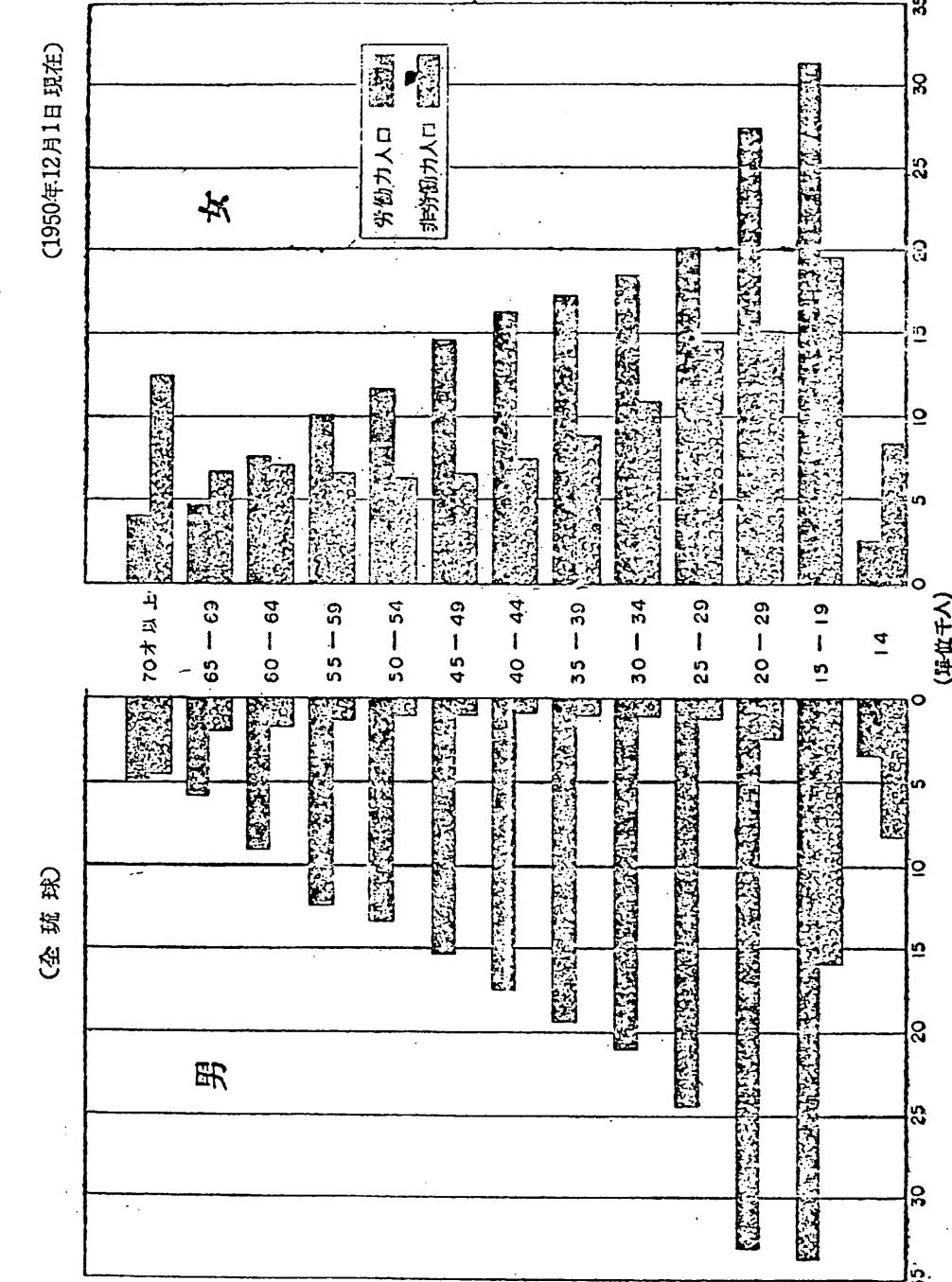
戦前で於ける文筆不能力者の數は資料の欠如などのためはつきりしたことは分つていない。しかしその數はむしろ現在より遙かに下廻つていたことは明らかである。

戦前の日本では國民に普通教育が廣く行きわたつてあり、この点で理想に近い状態ということができ、従つて文筆不能力者は、男が5.6%で、女は11%であつた。

1 年令階級別、男女別人口 (全琉球)

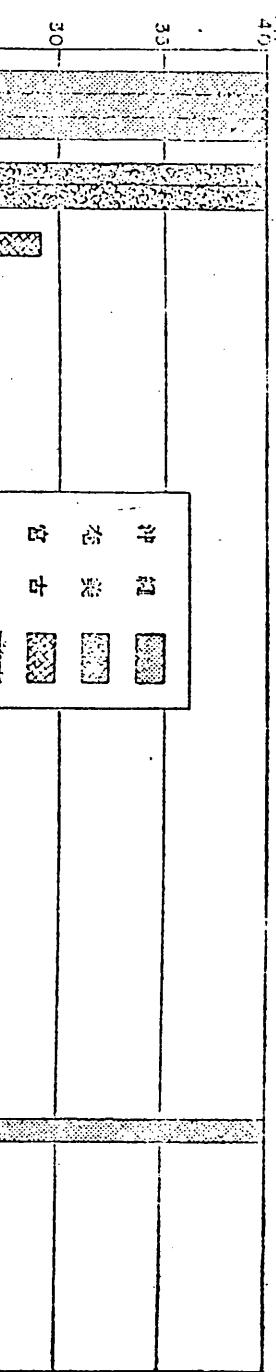


2 年齢階級別、男女労働力及び非労働力人口 (14歳以上)

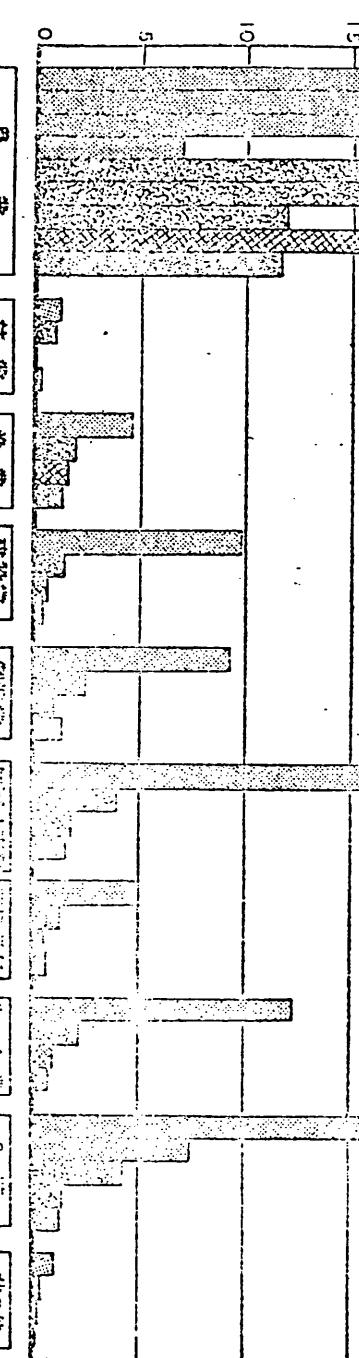


3 群島別、産業別就業者数 (14才以上)

(1950年12月1日現在)



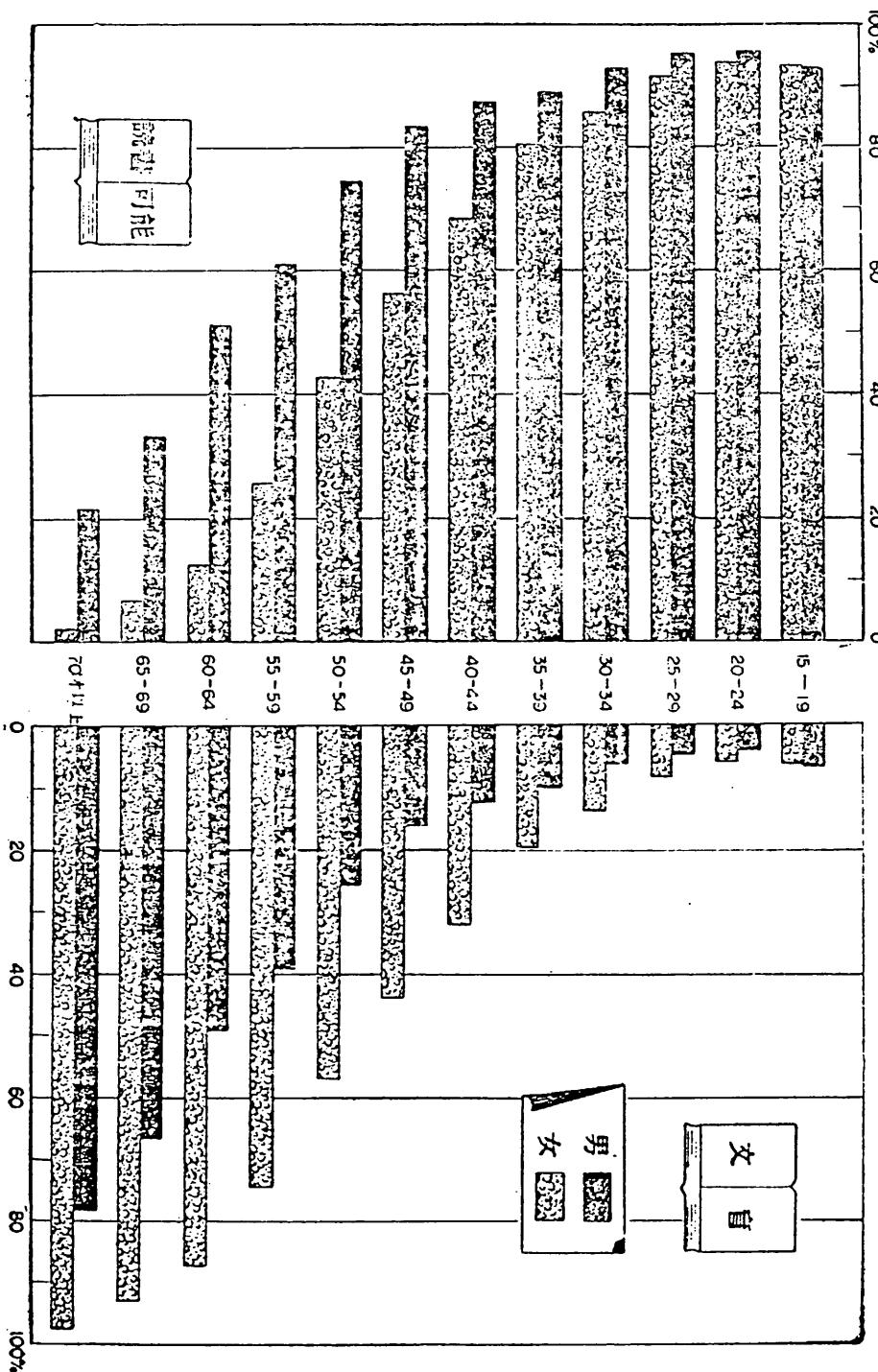
-44-



-45-

4 年齢階級別、男女別文筆能力及び非文筆能力者数 (15才以上)

(1950年12月1日現在)



第1表 群島別世帯数及び男女別人口

(1950年12月1日現在)

群 島	世 帯 数	人 口		
		總 数	男	女
全 琉 球	192,058	914,937	429,432	485,505
沖 繩 群 島	122,554	580,223	271,450	308,773
奄 美 群 島	48,430	216,110	100,524	115,586
宮 古 群 島	12,730	74,618	35,652	38,966
八 重 山 群 島	8,354	43,986	21,805	22,180

(註) 1. 本表の世帯数及び人口には対日講和条約の規定に依り1951年12月5日、日本に歸屬した奄美群島+村の分は含まれない

2. 本表の世帯数は普通世帯のみを示す。従つて住宅に居住する世帯(152,304)の外に非住宅即ち軍キャンプ(173)又は特殊団体(881)その他船舶、旅館、寄宿舎、宿泊室など住宅でないところに住んでいる世帯(38,710)も含んでいるが準世帯及び外国人世帯は含んでいない。

3. 本表の人口には外国人も含んでゐるが連合軍の將兵及び外國の使節並びにこれらの者の家族は含んでいない

第2表 本籍又は國籍別人口

(1950年12月1日現在)

男女別	總 数	琉球に本籍を有する者		外 国 人									
		沖縄群島奄美群島宮古群島八重山群島に本籍を有する者	島に本籍を有する者	總 数	日本人	フィリピン人	中國人	朝鮮人	米国人	南米人	其の他の外國人		
全 琉 球													
総数	906,854	572,001	217,797	79,297	37,759	8,083	6,352	81	80	29	73	120	1,348
男	425,175	266,350	102,044	38,290	18,491	4,257	3,327	43	63	23	34	66	701
女	481,679	305,651	115,753	41,007	19,268	3,826	3,025	38	17	6	39	54	647
沖 繩 群 島													
総数	576,389	567,458	5,106	2,505	1,320	3,834	2,357	81	52	5	71	118	1,150
男	269,392	264,096	3,215	1,357	724	2,058	1,303	43	46	5	32	64	565
女	306,997	303,362	1,891	1,148	596	1,776	1,054	38	6	-	39	54	585
奄 美 群 島													
総数	213,462	980	212,448	19	15	2,648	2,622	-	2	16	2	2	4
男	99,210	522	98,665	13	10	1,314	1,294	-	1	13	2	2	2
女	114,252	458	113,783	6	5	2,334	1,328	-	1	3	-	-	2
宮 古 群 島													
総数	74,321	413	36	73,716	156	297	274	-	3	1	-	-	19
男	35,497	174	19	35,235	69	155	140	-	3	1	-	-	11
女	38,824	239	17	38,481	87	142	134	-	-	-	-	-	8
八 重 山 群 島													
総数	42,682	3,150	207	3,057	36,268	1,304	1,099	-	23	7	-	-	175
男	21,076	1,558	145	1,685	17,688	730	590	-	13	4	-	-	123
女	21,606	1,592	62	1,372	18,580	574	509	-	10	3	-	-	52

(註) 沖縄、奄美、宮古、八重山群島及び其の附屬島しよに本籍を有する者以外のすべての人々を外國人として分類した

第3表 市町村別、男女別人口

(1950年12月1日現在)

群 島 (市町村)	人 總 数	口		琉球に本籍を有する者 總 数	琉球に本籍を有する者 男 女		外 國 人 總 数	國 人 男 女
		男	女		男	女		
全 琉 球	914,937	429,432	485,505	906,854	425,175	481,679	8,033	4,257 3,826
沖 繩 群 島	580,223	271,450	308,773	576,389	269,392	306,997	3,834	2,058 1,776
(南部)	233,676	110,841	122,835	231,909	109,774	122,135	1,767	1,067 700
1那覇市	44,790	21,247	23,543	44,142	20,803	23,339	648	444 204
2首里市	20,014	9,606	10,408	19,934	9,565	10,369	80	41 39
3糸満町	14,835	6,845	7,990	14,679	6,765	7,914	156	80 76
4与那原町	6,574	3,062	3,512	6,457	2,999	3,458	117	63 54
5小祿村	12,923	6,014	6,909	12,890	6,001	6,889	33	13 20
6豊見城村	9,418	4,441	4,977	9,371	4,413	4,958	47	28 19
7衆城村	5,800	2,703	3,097	5,784	2,697	3,087	16	6 10
8高嶺村	3,514	1,667	1,847	3,511	1,666	1,845	3	1 2
9三和村	7,866	3,713	4,153	7,833	3,693	4,140	33	20 13
10具志頭村	6,010	2,732	3,278	6,004	2,732	3,272	6	- 6
11東風平村	8,363	3,844	4,519	8,311	3,821	4,490	52	23 29
12玉城村	9,604	4,415	5,189	9,562	4,391	5,171	42	24 18
13知念村	6,065	2,831	3,234	6,050	2,822	3,228	15	9 6
14佐敷村	8,295	4,031	4,264	8,205	3,964	4,241	90	67 23
15大里村	6,699	3,117	3,582	6,677	3,106	3,571	22	11 11
16南風原村	7,517	3,518	3,999	7,506	3,511	3,995	11	7 4
17真和志村	30,935	15,321	15,614	30,636	15,130	15,506	299	191 108
18波嘉敷村	1,527	693	834	1,527	693	834	-	- -
19座間味村	2,029	984	1,045	2,020	977	1,043	9	7 2
20仲里村	9,304	4,561	4,743	9,270	4,548	4,722	34	13 21
21具志川村	7,305	3,531	3,774	7,252	3,513	3,739	53	18 35
22美名喜村	1,551	715	836	1,551	715	836	-	- -
23栗園村	2,738	1,250	1,488	2,737	1,249	1,488	1	1 -
(中部)	198,521	92,700	105,821	197,634	92,276	105,358	887	424 463
24石川市	17,789	8,040	9,749	17,749	8,021	9,728	40	19 21
25浦添村	11,910	5,862	6,048	11,883	5,851	6,032	27	11 16
26西原村	7,750	3,749	4,001	7,698	3,720	3,978	52	29 23

第3表 市町村別、男女別人口(續)

(1950年12月1日現在)

群島 (市町村)	人 口			琉球に本籍を有する者			外 國 人		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
27中城村	9,728	4,494	5,234	9,671	4,461	5,210	57	33	24
28宜野濱村	15,930	7,625	8,305	15,882	7,601	8,281	48	24	24
29北中城村	7,961	3,580	4,381	7,923	3,533	4,360	38	17	21
30北谷村	9,974	4,801	5,173	9,912	4,767	5,145	62	34	28
31嘉手納村	6,776	3,354	3,422	6,752	3,335	3,417	24	19	5
32読谷村	16,574	7,615	8,959	16,567	7,613	8,954	7	2	5
33越來村	18,431	8,432	9,999	18,317	8,385	9,932	114	47	67
34美里村	16,120	7,427	8,693	16,047	7,391	8,656	73	36	37
35具志川村	32,369	15,350	17,019	32,173	15,252	16,921	196	98	98
36與那城村	16,197	7,341	8,856	16,104	7,308	8,796	93	33	60
37勝連村	11,012	5,030	5,982	10,955	5,008	5,948	56	22	34
(北部)	148,026	67,909	80,117	146,846	67,342	79,504	1,180	567	613
38名護町	14,842	6,710	8,132	14,728	6,663	8,065	114	47	67
39本部町	21,010	9,734	11,276	20,969	9,710	11,259	41	24	17
40恩納村	7,655	3,495	4,160	7,647	3,493	4,154	8	2	6
41金武村	7,209	3,216	3,993	7,097	3,158	3,939	112	58	54
42宜野座村	5,679	2,601	3,078	5,663	2,594	3,069	16	7	9
43久志村	5,596	2,579	3,017	5,578	2,572	3,006	18	7	11
44東村	3,481	1,643	1,838	3,477	1,640	1,837	4	3	1
45國頭村	12,000	5,495	6,505	11,978	5,483	6,495	22	12	10
46大宜味村	9,208	3,984	5,224	9,170	3,967	5,203	38	17	21
47羽地村	11,122	5,082	6,040	11,075	5,058	6,017	47	24	23
48屋我地村	4,187	2,024	2,163	4,154	2,008	2,146	33	16	17
49今歸仁村	15,298	7,063	8,335	15,373	7,049	8,324	25	14	11
50上本部村	6,542	2,888	3,654	6,533	2,834	3,648	9	3	6
51屋部村	5,317	2,496	2,821	5,269	2,468	2,801	48	28	20
52伊江村	6,530	2,999	3,531	6,530	2,999	3,531	-	-	-
53伊是名村	5,574	2,643	2,931	5,570	2,640	2,930	4	3	1
54伊平屋村	3,985	1,892	2,093	3,984	1,891	2,093	1	1	1
55南大東村	1,604	818	786	1,132	596	536	472	222	250
56北大東村	1,087	547	540	919	468	451	168	79	89

第3表 市町村別、男女別人口(續)

(1950年12月1日現在)

群島 (市町村)	人 口			琉球に本籍を有する者			外 國 人		
	總數	男	女	總數	男	女	總數	男	女
奄美群島	216,110	100,524	115,586	213,462	99,210	114,252	2,648	1,314	1,334
1名瀬市	28,970	13,653	15,317	28,037	13,158	14,879	933	495	438
2三方面村	9,754	4,595	5,159	9,173	4,579	5,134	41	16	25
3大和村	6,374	3,038	3,336	6,345	3,022	3,323	29	16	13
4宇検村	7,615	3,585	4,030	7,579	3,571	4,008	36	14	22
5西方村	4,220	1,965	2,260	4,174	1,944	2,230	52	22	30
6資久村	5,322	2,452	2,870	5,290	2,435	2,855	32	17	15
7鎮西村	7,450	3,412	4,038	7,415	3,396	4,019	35	16	19
8古仁屋町	11,987	5,598	6,389	11,796	5,499	6,297	191	99	92
9住用村	4,490	2,057	2,433	4,421	2,027	2,394	69	30	39
10龍郷村	9,704	4,532	5,172	9,659	4,507	5,152	45	25	20
11笠利村	12,083	5,541	6,542	12,026	5,517	6,509	57	24	33
12喜界町	10,999	4,762	6,237	10,958	4,738	6,220	41	24	17
13早町村	7,353	3,148	4,205	7,309	3,126	4,183	44	22	22
14龜津村	12,435	6,105	6,330	12,216	5,998	6,218	219	107	112
15東天城村	10,140	4,777	5,363	10,024	4,728	5,296	116	49	67
16天城村	13,043	6,239	6,804	12,896	6,164	6,732	147	75	72
17伊仙村	17,716	8,486	9,230	17,546	8,406	9,140	170	80	90
18和泊町	13,259	5,944	7,315	13,072	5,862	7,210	187	82	105
19知名町	15,049	6,994	8,055	14,890	6,915	7,974	159	79	80
20與論村	8,141	3,640	4,501	8,096	3,618	4,478	45	22	23
宮古群島	74,618	35,652	38,966	74,321	35,497	38,824	297	155	142
1平良市	30,897	14,486	16,411	30,046	14,357	16,289	251	129	122
2城邊町	16,514	8,048	8,466	16,503	8,043	8,460	11	5	6
3下地町	6,427	3,129	3,298	6,420	3,125	3,295	7	4	3
4上野村	5,547	2,671	2,876	5,543	2,668	2,875	4	3	1
5伊良部村	11,433	5,520	5,913	11,410	5,506	5,904	23	14	9
6多良間村	3,800	1,798	2,002	3,799	1,798	2,001	1	-	1

第3表 市町村別、男女別人口(統)

(1950年12月1日現在)

群島 (市町村)	人 口			琉球に本籍を有する者			外 国 人		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
八重山群島	43,986	21,803	22,183	42,682	21,076	21,606	1,304	730	574
1 石垣市	19,872	9,610	10,262	19,157	9,218	9,939	715	392	323
2 大浜町	80,48	4,161	3,887	7,918	4,086	3,832	130	75	55
3 竹富村	9,908	5,128	4,780	9,571	4,928	4,643	337	200	137
4 與那國町	6,153	2,907	3,251	6,036	2,844	3,192	122	63	59

(註) 1 琉球列島及びその附屬島しよに本籍のある者以外の人々はすべて外国人として分類した

2 本表の人口には奄美群島十島村の分は含んでいない

第4表 年令階級別、男女別、及び本籍別人口 (1950年12月1日現在)

年令階級	全 球			沖縄群島に本籍を有する者			奄美群島に本籍を有する者			宮古群島に本籍を有する者			八重山群島に本籍を有する者		
	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女	総 数	男	女
總 数	906,854	425,517	481,679	572,001	235,350	305,651	217,797	102,044	115,753	79,297	38,290	41,007	37,759	18,491	19,233
5才未満	144,334	73,661	70,673	94,710	48,374	46,336	29,906	15,281	14,625	12,930	6,516	6,414	6,788	3,490	3,398
5-9才	100,851	51,372	49,479	64,142	32,787	31,355	23,188	11,573	11,515	9,457	4,866	4,591	4,064	2,046	2,019
10-14才	110,352	56,036	54,316	71,689	36,241	35,448	24,523	12,523	12,003	9,336	4,925	4,611	4,601	2,347	2,254
15-19才	160,790	49,719	51,071	64,103	31,536	32,567	23,516	11,562	11,954	8,943	4,510	4,433	4,228	2,111	2,117
20-24才	78,181	35,563	42,618	48,530	21,731	26,799	18,948	8,713	10,235	7,223	3,467	3,756	3,480	1,652	1,874
25-29才	60,503	25,728	34,775	37,379	15,632	21,747	14,929	6,387	8,542	5,473	2,425	3,048	2,722	1,284	1,438
30-34才	51,600	22,094	29,506	32,660	13,757	18,903	12,482	5,414	7,068	4,283	1,910	2,373	2,175	1,013	1,162
35-39才	46,397	20,208	26,189	28,974	12,362	16,612	11,195	4,912	6,283	4,245	1,965	2,280	1,983	969	1,014
40-44才	42,042	18,334	23,708	25,414	10,845	14,558	10,785	4,739	6,045	4,092	1,914	2,168	1,761	835	926
45-49才	37,444	16,148	21,296	23,204	9,754	13,450	9,470	4,080	5,390	3,228	1,561	1,687	1,542	753	789
50-54才	32,476	14,395	18,081	20,012	8,787	11,225	8,366	3,694	4,672	2,805	1,309	1,497	1,292	605	687
55-59才	30,808	13,794	17,014	18,599	8,231	10,358	8,734	3,947	4,737	2,373	1,081	1,292	1,102	535	561
60-64才	25,316	10,758	14,558	15,203	6,208	8,993	7,518	3,334	4,184	1,842	820	1,022	753	396	351
65-69才	19,116	7,818	11,298	11,418	4,535	6,883	5,824	2,525	3,299	1,320	532	788	554	226	328
70才以上	26,644	9,547	17,097	15,964	5,569	10,395	8,410	3,260	5,150	1,556	489	1,067	714	229	451

第5表 年令階級別、國籍別外國人人口

(1950年12月1日現在)

年令階級	外國人	日本	(全琉球)			朝鮮人	米國人	南米人	その他
			フィリピン人	中國人	総数				
(總)									
総 数	8,083	6,352	81	80	29	73	120	1,348	
0 - 4才	789	707	4	5	—	8	3	62	
5 - 9才	962	805	9	4	3	6	2	133	
10 - 14才	1,085	760	27	4	2	8	15	269	
15 - 19才	987	593	13	6	2	11	45	317	
20 - 24才	813	508	10	15	1	12	41	226	
25 - 29才	665	505	7	15	5	13	9	111	
30 - 34才	564	454	4	10	2	5	2	87	
35 - 39才	548	480	6	7	2	7	1	45	
40 - 44才	449	397	1	9	3	2	1	36	
45 - 49才	381	352	—	4	3	—	1	21	
50 - 54才	252	236	—	1	2	—	—	13	
55 - 59才	197	183	—	—	2	—	—	12	
60 - 64才	138	130	—	—	2	—	—	6	
65 - 69才	117	110	—	—	—	—	—	7	
70才以上	136	132	—	—	1	—	—	3	
(男)									
総 数	4,257	3,327	43	63	23	34	66	701	
0 - 4才	400	354	3	1	—	4	1	37	
5 - 9才	513	436	3	1	1	3	1	68	
10 - 14才	516	354	17	2	1	3	8	131	
15 - 19才	508	310	6	5	2	1	27	157	
20 - 24才	437	273	6	13	—	6	20	119	
25 - 29才	357	262	4	12	4	9	7	59	
30 - 34才	265	213	—	9	1	2	—	40	
35 - 39才	298	245	3	7	2	5	—	35	
40 - 44才	258	223	1	8	3	—	1	22	